建設産業の主人公は、
現場で働く仲間たち。

2023
組合ガイドブック

建設業界で働くあなたの労働組合
千葉土建

千葉土建が動画でわかる！
ぜひ
ご覧ください

千葉土建一般労働組合は賃金労働条件の改善をめざして結成されました

結成50年をむかえて

第二次世界大戦後まもなく、東京に建設で働く仲間のための労働組合が結成されました(のちの東京土建)。当時の建設労働者はケガをしても病気になってもなんの保障もなく、また賃金のピンハネも横行していたことから、働く環境の改善は労働者の切実な願いでした。やがて東京土建に加入する千葉県在住の労働者も増え、1972年に千葉土建一般労働組合(千葉土建)が結成されました。
それから50年、いまでは県下16支部を拠点に約23,000人の建設従事者を組織する千葉県で最大の建設の組合に成長。約100人の書記局員(組合専従者)を配置し、組合員の仕事とくらしを支える多彩な運動と業務をおこなっています。

千葉土建は明るい建設業界をめざします

「人が見える組合」の特長をいかし、誰もが笑顔で仕事ができて、誰でも笑顔にできる建設産業にします

- 建設職人の社会的役割にふさわしい処遇への改善と後継者を育てることのできる賃金単価をめざします。
- アスベスト疾患をはじめ、あらゆる職業病の根絶と現場の労働安全衛生の向上、労災補償の拡充をめざします。
- 建設で働く仲間と家族のいのちとくらしを守り、平和でこそ建設業界は発展できるを信念に、憲法9条を守ります。

私たちがすること

1. 名前と顔がわかる組合にします
2. 声を掛け合える組合にします
3. ともに成長できる組合にします

必要なこと

1. 顔を合わせるヨリアイを大切にします
2. 支え合うために役割を分担します
3. 活動を保障するために組合費を納めます

組合の力ってすごい！

わたしの声が現場を変える

パワハラの横行、室温40度の休憩所など、劣悪な環境に対し、組合では現場での宣伝や聞き取り、元請との交渉を行い、現場環境を劇的に改善させました。

地域の安心・安全を守る

千葉県の台風被害では職人の技術をいかし災害対応に積極的に参加。住宅デーで築いてきた地域の絆をもとに319件の住宅応急処置をおこないました。地元の頼れる千葉土建を広げています。

約13年に及ぶ国との裁判に勝つ

「建設アスベスト訴訟」は2021年5月に最高裁の判決で国に勝利しました。千葉土建を始めとする建設組合が毎月のように街頭宣伝・署名活動のほか、国会議員への要請行動を行った成果です。

組合のしくみ

組合員

組合には、建設に従事する労働者、一人親方、事業主まで、**さまざまな立場・職種で働く仲間がいます**。

班会議に結集！　組合員どうしが交流

班

組合の最も身近なあつまり。
組合員どうしの交流と情報交換の場

分会執行委員会に結集!　班をサポート!

分会

班どうしをつなげる

地域で千葉土建を代表するあつまり。
組合の具体的な活動をする場

支部執行委員会に結集!　分会をサポート!

支部

自治体を単位とするあつまり。
事務局が置かれた組合員の砦的存在

中央執行委員会に結集!　方針

本部

千葉土建全体の活動や運動方針を話し合うあつまり。
諸運動を統括し方向性を指し示す司令部的存在

千葉土建の加入方法

組合の綱領・規約を認め、加入金と1か月分の組合費を添えて申し込みます。

加入金　一律1,000円

千葉土建の組合費（1か月）		
年齢とともに組合費が変わります	30歳以上	5,600円
	25歳以上29歳以下	4,500円
	24歳以下	3,800円
加入時に60歳以上の方		4,810円

組合費 ＋ **（青年部・主婦の会加入希望者は各200円）**

あなたの1か月の組合費は　　円です

P.13（ア）

総合共済
中建国保
労働保険
どけん火災共済
どけん地震共済
総合賠償責任保険
労働災害総合保険
自転車保険・取り扱い代理店
自動車共済
生活支援
資格取得
CCUS
税金対応
建退共
労働者供給事業
事業・経営サポート
加入手続き・国保関係書類

若者が育つ建設業界は、私たちの現場から

社会保険加入対策や設計労務単価の大幅引き上げなど、官民あげての処遇改善の取り組みから早10年がたちました。「建設キャリアアップシステム(CCUS)の本格始動」や「働き方改革」といった大きな変化もあります。

千葉土建は、県内の建設業界内で最も大きな組織であり「現場の声」を代表する労働組合です。現場を支える全ての建設従事者が働きやすい建設業界を目指し、現場の生の声をより多く集め、要求実現へとつなげ努力と挑戦を続けていきます。

総合共済
中建国保
労働保険
どけん火災共済
どけん地震共済
総合賠償責任保険
労働災害総合保険
自転車保険・取り扱い代理店
自動車共済
生活支援
資格取得
CCUS
税金対応
建退共
労働者供給事業
事業・経営サポート
加入手続き・国保関係書類

生の声で現場が変わった！

大手企業交渉には、各社の現場従事者も参加し、具体的な事例を告発！ 後日実際に改善した例や、企業側が調査のうえで返答を次回に持ち越しするなどの成果があがっています。現場を変えるには、みなさんの生の声が重要な原動力となります！

事業主・労働者・一人親方も
千葉土建と一緒に変えよう！

総合共済
中建国保
労働保険
どけん火災共済
どけん地震共済
総合賠償責任保険
労働災害総合保険
自転車保険・取り扱い代理店
自動車共済
生活支援
資格取得
CCUS
税金対応
建退共
労働者供給事業
事業・経営サポート
加入手続き・国保関係書類

ひとりじゃない。仲間がいる

集まることで、さまざまな力を
生み出しているのが千葉土建です。
集まることができなければ、
建設産業で働く人たちの思いは
バラバラになりやすく、
団結の力はさびついていきます。

千葉土建の活動は、
命令されたり、強制させられたりしません。
経営者からの指示や援助も受けません。
だから、「こんな風になったらいいな」
「これっておかしいよね」という思いを、
「みんなで」つくることが必要になってきます。

「おせっかいだよ」と感じることも
あるかもしれません。
でも、あなたの不安や悩みは、
「あなただけ」の不安や悩みではなく、
「わたしたち」に関わる不安や悩みなのです。

だから、千葉土建は仲間をひとりにしません。

生活を左右する働き方編

「班会議」は職種も年齢も違う色々な人が集まって、組合はもちろん仕事のこと地域のこと、何でも話し合う場所です。参加することで知識や交流が深まります。

ひとりじゃない編

ある日突然、不当なハラスメントを受けたり、賃金の不払いが発生したりと、自分一人では困難な問題が起こってしまった時、一緒に悩み、解決にとりくむのが千葉土建です。

きづけば おかしい！編

業界の「アタリマエ」。毎日忙しく働き続けていると、そのまま流されてしまいがちですが、千葉土建は「おかしい」と思った一人の声をみんなの問題として話し合い、解決につなげていきます。

総合共済
中建国保
労働保険
どけん火災共済
どけん地震共済
総合賠償責任保険
労働災害総合保険
自転車保険・取り扱い代理店
自動車共済
生活支援
資格取得
CCUS
税金対応
建退共
労働者供給事業
事業・経営サポート
加入手続き・国保関係書類

千葉土建の多彩なとりくみ

仲間とともに明るく楽しく

千葉土建はさまざまな活動をしています。
同じ世代や仲間どうしで和気あいあいと楽しいとりくみいっぱいです。

土建まつり

地元のみなさんに千葉土建を知ってもらいたいとの思いから、「土建まつり」を開催する地域も多くなっています。工作コーナーや模擬店など、特色あるお祭りで地域の方からも楽しみにされています。

セミナー

目まぐるしく変化する建設業界に対応するため、学習会やセミナーもひんぱんに開催。「雇用保険助成制度活用セミナー」「建設キャリアアップシステム説明会」「働き方改革セミナー」など話題のできごとにも素早く対応。

住宅デー

日ごろお世話になっている地域の方々に、地元にたくさんの建設技能者がいることをアピール。住宅相談や子ども工作など地域交流を深める「住まいのイベント」です。40年以上開催しており、毎年楽しみにしている地元の方も少なくありません。

ファミリーイベント

ファミリーや若い世帯向けに楽しい企画を開催。「どけんアドベンチャー」（謎解きウォーク）や農作業体験、地引網など家族ぐるみで楽しんで心身ともにリフレッシュ。同じ世代で親交を深め、人脈づくりにも活かされています。

支部イベント

組合に加入すると住まいの近くの支部に所属します。近所の仲間と飲み会、バス旅行、ボウリング大会など親睦を深める交流会も盛んです。

組合で仕事をほりおこし

すまいる・ちば
―笑顔が広がる住まいづくり―

住民の期待にこたえて

「安心して仕事を頼みたい」という住民の声にこたえるため、住宅相談を08年12月にスタートした「すまいる・ちば」は、相談件数4,000件、新築・リフォーム・修繕など12億円をこえる工事実績をあげています。（5割の成約率、リピーターの多さは信頼の証し）

広がる地域からの“信頼”

千葉県庁生活協同組合をはじめ「業務提携」も広がり、「やっぱり大きな組合だから安心」と千葉土建への信頼が高まっています。“組合で運動して仕事を掘り起こし、仲間を励まし、信頼を広げる”組合活動です。

同世代の仲間をつくろう 青年部

会費
1か月
200円

建設業で働く35歳以下の組合員が集まる青年部には、約1,000人の仲間が加入しています。カート体験やバーベキュー、サバゲー、潮干狩り、屋形船などの交流企画や学習会、地域活動にとりくみ、仲間のつながりを深めています。
青年部の活動を通じて、現場や職種の違う同世代の仲間とネットワークを広げましょう！

家族ぐるみで活動 主婦の会

女性組合員、組合員の女性家族で構成されている「主婦の会」は、約3,000人。家族ぐるみの運動で「仕事とくらしを守ろう」と楽しく集まり、活動をすすめています。「同じ業界に身を置く家庭人どうし、気さくに話し合え、学習もできて有意義です」と、好評です。

楽しいとりくみ もりだくさん

健康保険・年金や情勢学習、手芸、料理、バスハイクなど

会員メリット 家庭用常備薬の通信販売、郵送検診も

会費
1か月
200円

楽しみながら活動 シニア友の会

65歳以上の組合員が楽しみながら組合活動ができて、同世代の仲間とレクリエーションや学習を通して交流できる「いきがい」「やりがい」が持てる魅力ある場として活動しています。
グランドゴルフ、旅行、カラオケ大会など仲間が気軽に参加できる楽しいとりくみでシニア友の会を盛り上げています。

暮らしの安心を守る

組合ならでは！仲間の助け合い

私たち建設職人・労働者は、病気で仕事を休むとその日から収入がなくなります。
仲間の生活を仲間同士で助け合おうと、総合共済制度がつくられました。
共済の掛金は組合費に含まれています。

月掛金は組合費込み！家計も安心

ここがポイント！

- 病気・ケガそれぞれ**180日まで給付**
- その後３年経過でさらに**60日給付**と抜群の保障
- **組合に加入するだけ**で、共済の保障が受けられます
- 仲間同士の助け合いだから、**申請は近くの班で**できます

傷病見舞金 ※休業開始５日目から支給

病気で休業した場合

入院期間

- 29歳以下 …… 1日 **7,000円**
- 49歳以下 …… 1日 **6,000円**
- 50歳以上 …… 1日 **5,000円**
- 全年齢共通、66日目から　1日 **3,500円**

通院期間 …… 1日 **3,000円**

ケガで休業した場合

入院・通院共通 …… 1日 **3,000円**

※腰痛・業務上傷病は別。右表参照。

死亡弔慰金 ※死亡原因問わず

本人（A型）	1,000,000円
配偶者	30,000円
家　族	10,000円

祝金

結　婚	10,000円
出　生	10,000円
新入学	5,000円
長　寿	10,000円

※詳しくは右表をご覧ください。

共済申請のしかた

申請にあたっては、班の仲間と支部の審査が必要です。申請時は本人または家族が班会議に参加し、班の審査を受けてください。申請書は、所属の支部事務所、分会、班にあります。（HPからダウンロードもできます）

総合共済給付一覧表

受給資格は組合加入月の翌月から（詳細は総合共済規定によります）

共済事由		区分		A型（加入時に満60歳未満）	B型（加入時に満60歳以上）
傷病見舞金 ・休業開始5日目から給付 ・受給資格取得前からの傷病や業務上の傷病、自ばく以外の交通事故等による傷病を除く		私病	～29歳	入院1日7,000円（65日目まで）	私傷病及び労災事故等による休業時に給付 休業14日以上 10,000円 休業30日以上 15,000円 休業90日以上 20,000円
			30～49歳	入院1日6,000円（65日目まで）	
			50歳～	入院1日5,000円（65日目まで）	
			全年齢共通	入院66日目から180日目まで1日3,500円	
				通院1日3,000円	
		私傷	全年齢共通	入・通院1日3,000円	
		腰痛		入院のみ1日3,000円（私傷の範囲内で90日まで）	
業務上等の傷病		休業14日以上		10,000円	
		休業30日以上		15,000円	
		休業90日以上		20,000円	
死亡弔慰金		本人A型の場合で、満63歳の8/1から組合加入年数（5年ごと）に応じて給付金額が変わります。		63歳未満 1,000,000円	100,000円
				63歳以上 60万～100万円	
重度障害見舞金		本人A型の場合で、満63歳の8/1から適用外となります。また、重度障害見舞金の給付を受けた方は、死亡弔慰金の対象とはなりません。		1,200,000円	
祝金	結婚	本人		10,000円	
	出生	本人		10,000円	
	新入学	子供が小・中学校入学		5,000円	
	長寿	75歳、77歳、80歳を迎えた翌月1日の在籍組合員		10,000円	
死亡弔慰金	配偶者			30,000円	
	家族	同居している二親等以内の扶養親族		10,000円	
住宅災害見舞金	火災	全焼壊		150,000円	
		半焼壊		75,000円	
		一部焼壊		30,000円	
	風水害他	全壊		50,000円	
		半壊		20,000円	
		交通災害による一部損壊		5,000円	
臓器提供見舞金		本人が二親等以内の親族に提供した場合		50,000円	
※アスベストCT検査補助金		本人が医師の指示によりCT検査を受けた場合		最高3,000円	
組合活動中の事故見舞金		(1)死亡：100万円　(2)後遺障害：3万円～100万円 (3)手術：最高4万円　(4)入院：1日1,000円　(5)通院：1日500円			

※アスベスト労災認定の6割を占める建設従事者の労災認定につなげるためにCT検査の補助をしています
◆A型の死亡弔慰金、重度障害見舞金は年齢により全労済へ再共済をしています ◆共済事由発生から1年経過で請求権は失効します ◆組合加入前の傷病が原因で労務不能となっても「傷病見舞金」は支給されません

総合共済
中建国保
労働保険
どけん火災共済
どけん地震共済
総合賠償責任保険
労働災害総合保険
自転車保険・取り扱い代理店
自動車共済
生活支援
資格取得
CCUS
税金対応
建退共
労働者供給事業
事業・経営サポート
加入手続き・国保関係書類

建設職人の命綱

安心の保険料で充実の保障

全国最大級の国保組合
約28万人が加入

保険料は、国庫補助金とともに組合員と家族のいのちと健康を守る大切な財源です。毎月定めた日に納めましょう。保険料は、組合員の年齢や働き方と家族の人数で決まります。本人と家族は医療費の３割が自己負担。ただし、６歳未満の家族は医療費の２割が自己負担。
保険料は所得が影響しない定額制です。

ここがポイント！

- 組合員が連続休業５日以上で**休業初日から傷病手当金最大8,000円を支給**
- **17,500円を超えた医療費は償還金として支給**
- **健康診断は無料**。さらに「**アスベスト検診**※」も加えた**建設職人のための“健診”**

※呼吸器系専門医でも診断が難しいアスベスト疾患。数多くの労災認定につなげた有数の専門医にレントゲン写真の再読影を依頼。多くの仲間を救済しています。

- 国土交通省の通達にも明記されている「**適切な保険**」です

※法人事業所を設立したり個人事業所の従業員が５人以上になった場合、「協会けんぽ」の強制適用除外手続きができ、中建国保に加入することができます。

医療費の償還払い

組合員の自己負担分が１ヵ月17,500円を超えたとき（償還金）

70歳未満の組合員を対象に医療費の自己負担分がひとつの病院／診療所／訪問看護事業所で１ヵ月（暦の上で月の１日から末日まで）17,500円を超えたときは、超えた額を償還金として支給します。対象となるのは、①入院、②通院、③歯科、④調剤、⑤訪問看護療養費、⑥療養費（医科、歯科、調剤、補装具）です。
①～⑥をそれぞれ合算することはありません。

その他のメリット

出産育児一時金（一子につき）	500,000円
葬祭費	組合員 70,000円
	家族 50,000円

集団健診の結果票はセルフメディケーション減税の対象です

休業補償

傷病手当金

組合員が病気で５日以上休んだとき

組合員が保険証を使って診療をうけ、その療養のため、入院、入院外※に関わらず医師から仕事を休むようにいわれたとき、連続５日以上休業した場合１日目から、右表の額を支給します（同一傷病であるかどうかは問いません）。３年を単位として入院、入院外それぞれ45日までを支給します。加入後90日を経過した組合員が対象となります。

※「入院外」とは、通院および通院していなくても療養のために仕事を休んだ期間のことです。

出産手当金

本人が女性で、加入して181日以上の方が出産したときの休業期間（産前25日、産後40日）に対して支給されます。

これ以外にも

インフルエンザ・肺炎球菌の予防接種や健康診断、保養施設の利用や在宅介護のために住宅改修をするときに補助が出ます。
詳しくはお近くの支部事務所までお問い合わせください。

2024年度 保険料月額

本人保険料① 働き方(種別)	本人保険料	家族保険料	該当保険料
法人第1種(30歳以上の法人事業主)	32,600円	年齢によって変わります。(下表参照)	
第1種(30歳以上の個人事業主)	30,800円		
第2種(30歳以上の一人親方)	26,300円		
法人第3種(30歳以上の法人の労働者・職人)	22,400円		
第3種(30歳以上の労働者・職人)	21,700円		
第4種(25歳以上30歳未満の者)	14,900円		
第5種(20歳以上25歳未満の者)	12,200円		
第6種(20歳未満の者)	9,600円		

家族保険料② 家族の年齢	家族保険料	該当に人数記載	該当保険料
3歳未満	0円		
3歳以上6歳未満	3,600円		
6歳以上23歳未満	4,900円		
23歳以上70歳未満	5,800円		
70歳以上75歳未満	5,000円		

※家族が6人目以降は保険料は徴収されません。ただし保険料の上位から数えて6番目の方となります。
※75歳以上は後期高齢者医療保険となります

介護保険料③ 40歳以上65歳未満(本人・家族とも介護保険に該当)	介護保険料	該当に人数記載	該当保険料
法人第1種(本人)	4,900円		
第1種組合員(本人)	4,800円		
第2種組合員(本人)	4,200円		
法人第3種(本人)	3,700円		
第3種組合員(本人)	3,600円		
家族(種別に関係なく該当者1人につき)	2,800円		

①+②+③	保険料の合計	円

傷病手当金日額

※加入後90日を経過した組合員が対象
※支給を受けた日数にかかわらず、3年を経過すると支給日数が入院・入院外それぞれ45日に戻ります

職 別	傷病手当金(組合員が連続休業5日以上で、初日から最高45日まで給付) 入院	入院外	出産手当金(女子組合員が出産し休んだとき)
法人第1種(30歳以上の法人事業主)	8,000円	4,000円	4,000円
第1種(30歳以上の個人事業主)		4,000円	4,000円
第2種(30歳以上の一人親方)		3,600円	3,600円
法人第3種(30歳以上の法人の労働者・職人)		3,200円	3,200円
第3種(30歳以上の労働者・職人)		3,200円	3,200円
第4種(25歳以上30歳未満の者)		2,800円	2,800円
第5種(20歳以上25歳未満の者)		2,400円	2,400円
第6種(20歳未満の者)		2,000円	2,000円

中建国保加入に必要な金額

(ア)組合費 P.03
加入金：1,000円

＋

(イ)国保料
加入事務費：5,000円

＝

(ウ)合計

納入は毎月前納ですが**年間に直すと**

(ウ)＿＿＿＿＿＿ ×12か月＝ ＿＿＿＿＿＿

建設産業の労働災害は
他産業の3~4倍！

事業主・一人親方も加入 OK

加入から労災申請まで安心サポート

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称であり、労働者を１人でも雇用する事業所は、セットで加入しなければなりません。特に、雇用保険未加入事業所に対して指導が強められています。また、一人親方は労災加入していないと現場に入場できないケースも増えています。

医療費は全額無料

仕事中に、仕事が原因で起きたケガや病気は、治るまで**無料で治療**が受けられます。

８割の休業補償

治療のため休業し、収入がないときは、休み始めて４日目から労災保険から休業補償が給付されます。事業所労災の場合、最初の３日間は事業主が休業補償することが労働基準法で定められています。

障害に年金や一時金

身体に障害が残ったとき、その障害の重さによって、年金（1級～７級）、または一時金（8級～ 14級）が給付されます。

死亡には遺族補償

遺族には、その人数や年齢により、153日分～ 245日分の年金等が給付されます。さらに葬祭料も支給されます。

一人親方労災

手間請け労働者のみなさんへ

いわゆる手間請けは、その実態により、労働者性が強い場合と、事業主性が強い場合があります。「雇い入れ通知書」をとりかわしておくことは、労働者性を主張するうえで大きな力になります。

加入金　1,000円

年間事務費　1,000円

第２種特別加入（一人親方）

給付基礎日額×365日×$\frac{18}{1000}$＝保険料

給付基礎日額（賃金額）	年間保険料	給付基礎日額（賃金額）	年間保険料
5,000円	32,850円	14,000円	91,980円
6,000円	39,420円	16,000円	105,120円
7,000円	45,990円	18,000円	118,260円
8,000円	52,560円	20,000円	131,400円
9,000円	59,130円	22,000円	144,540円
10,000円	65,700円	24,000円	157,680円
12,000円	78,840円	25,000円	164,250円

手続きは地元の千葉土建各支部で

手軽さをアピールする労働保険事務組合もありますが、千葉土建は各種申請の相談から認定への支援まで親身な対応で安心です。千葉土建は県内各地にある支部が、**厚生労働大臣認可の労働保険事務組合**として、労災、雇用保険の事務一切を取り扱っています。仕事でケガをしたときは、すぐ組合にご連絡ください。

事業主が加入しなければならない3つの保険

人を雇用したり、法人化(5人以上従業員を雇用する個人事業所も同じ)すると社会保険(協会けんぽ・労災・雇用・厚生年金)の強制適用となります。
ただし、協会けんぽは一定の条件があれば強制適用を除外し、代わりに組合の中建国保を適用することができます。

法人化などを検討する場合は、事前に千葉土建にご相談ください。

協会けんぽ(健康保険)
厚生年金保険
「中建国保」+「厚生年金」での**加入**ができます。

労働保険
労災・雇用保険も千葉土建で

※5人未満の事業所は一部適用外です
※建設業では労災保険だけ加入しているというケースがありますが、法律上は3保険へ適正に加入することが定められています。

事業所労災

保険料

事業の種類によって保険料率が定められ、元請として、受注した工事代金が算出基礎となります。

事業所労災保険料例(年額)

年間元請金額(例)	保険料		
	建築事業	既設建築物設備工事業	その他の建設工事(土木等)
	23% 9.5/1000	23% 12/1000	24% 15/1000
500万円	10,925円	13,800円	18,000円
1,000万円	21,850円	27,600円	36,000円

雇用保険

雇用保険は、労働者が退職し、再就職するまでの期間の生活費補てんを目的とした制度です。
週20時間以上かつ31日以上の雇用見込みのある方が対象です。保険料は支払った賃金総額に定まった料率をかけて算出します。

※諸手続きにはマイナンバーが求められます。
※65歳以上の方も適用対象となりました。

雇用保険料例(建設の事業・月額)

労働者の月額賃金額(例)	保険料		
	事業主	労働者	合計
	11.5/1000	7/1000	18.5/1000
200,000円	2,300円	1,400円	3,700円
300,000円	3,450円	2,100円	5,550円
500,000円	5,750円	3,500円	9,250円

ここがポイント!

- **元請事業主は、直接雇用している労働者(職人)、下請業者の労働者に対して業務災害に対する補償が義務づけられています。**
- **中小事業主、同居の親族、法人の役員は特別加入をしていないと、労災の適用を受けられません。**

特別加入すれば、事業主でも補償を受けられます

第1種特別加入(中小事業主)

給付基礎日額×365日×保険料率=保険料

給付基礎日額(賃金)	保険料			
	建築事業	既設建設物	建具・木工等	その他の建設工事(土木等)
	9.5/1000	12/1000	14/1000	15/1000
25,000円	86,687円	109,500円	127,750円	136,875円
22,000円	76,285円	96,360円	112,420円	120,450円
18,000円	62,415円	78,840円	91,980円	98,550円
14,000円	48,545円	61,320円	71,540円	76,650円
10,000円	34,675円	43,800円	51,100円	54,750円
5,000円	17,337円	21,900円	25,550円	27,375円

国内最大級の焼破損割合
ワイドな保障範囲で安心

千葉、埼玉、東京、神奈川、京都の５組合、25万人の組織で
運営する自主共済だから安い掛金と大きな保障が実現しました。
国内最大級の焼破損割合で仲間のもしもに役立ちます。

火災

被害程度	焼破損割合	お支払い額
全壊	66%以上	契約共済金全額
その他	66%未満	実損

＋

臨時費用
最高200万円限度 左記お支払い額の15%

※電器製品のみの落電被害は臨時費用を含め30万円が給付限度です。
※付属物のみの損害は給付限度が異なります。

掛金

※法人名義のものは加入できません

住宅の構造	年掛金(1口あたり)	補償額	加入限度
木造等	60円(建物・家財とも)	10万円	1坪あたり8口
鉄筋コンクリート	30円(建物・家財とも)	10万円	

※鉄骨造で柱、床、屋根、小屋組を耐火被覆したもので、外壁が不燃材でできているものは鉄筋コンクリート扱いとなります。

家財の加入基準

最高200口まで　別荘・別棟は100口まで

契約者の年齢	家族人数				
	単身	2人	3人	4人	5人以上
30歳未満	500万円(50口)	800万円(80口)	900万円(90口)	1,000万円(100口)	1,400万円(140口)
30～39歳	600万円(60口)	1,500万円(150口)	1,600万円(160口)	1,800万円(180口)	2,000万円(200口)
40～49歳	900万円(90口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)
50歳以上	1,000万円(100口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)

※1口あたりの掛金は住宅と同じです。※木造等住宅内家財10口、鉄筋住宅内家財20口から、住宅・家財あわせて50口以上でご加入ください。※別荘・別棟は100口まで。※事務所、作業場内の家財は加入できません。

住居の加入基準

最高400口まで、1坪8口が限度

居住面積	加入限度	保障額	年掛金	
			木造等	鉄筋コンクリート
10坪	80口	800万円	4,800円	2,400円
20坪	160口	1,600万円	9,600円	4,800円
30坪	240口	2,400万円	14,400円	7,200円
40坪	320口	3,200万円	19,200円	9,600円
50坪以上	400口	4,000万円	24,000円	12,000円

※別荘・別棟・事務所・作業場は別基準

保障

住　宅 …… 最高**4,000万円**(400口)
1坪あたり8口が加入限度

事務所 …… 最高**2,000万円**(200口)
1坪あたり8口が加入限度

作業場 …… 最高**2,000万円**(200口)
掛金は木造1口100円、鉄筋1口50円、1坪あたり4口が加入限度

※事務所・作業場は建物のみ加入できます
※条件を満たせば別荘・別棟建築・増築中の建物も入れます

自然災害

被害の程度	1口あたりの共済金額	支払い限度額
全　壊	45,000円	450万円
半　壊	10,000円～25,000円	100～250万円
一部損壊	500円～4,000円	6.5～52万円
床上浸水	1,000円	20万円
床下浸水	500円	2万円

＋

臨時費用
お支払い共済金の15%

事業用火災共済

引受共済：千葉県火災共済協同組合

事業用の資産なら法人・個人を問わず建物(事務所・作業場・倉庫など)や備品、製品などが加入できます。損保より安くて給付条件のよい制度、幅広い保障内容が特徴です。

試算してみましょう

契約の発効は、
入金日の翌日以降です。

居住面積(坪数)×8口　　**最低口数は合計50口以上**

建物(最大400口)　□ ＋ 家財(最大200口)　□ ＝ 合計　□ ×

木造 60円　年間　円

鉄筋 30円　年間　円

㎡≒坪数換算　総㎡数÷3.3㎡　　年齢と家族人数確認

※火災等での最大保障金額は、合計口数×10万円

仲間からの強い要望で実現！

火災共済とセットで 生活再建応援

どけん火災共済のオプションとして2016年9月スタート。
東日本大震災以降、仲間からの強い要望で実現しました。
大規模災害に備えて、再保険をかけているので安心です。

加入要件

- 加入条件は組合員の生活本拠地、実際に居住している場所になります。
- 自家加入は建物・家財、そして賃貸住宅の加入は家財のみが加入できます。
- どけん火災共済の付帯共済となりますので、地震共済単独での加入はできません。
- 加入口数は希望する口数で加入でき、下限は40口です。
- 地震共済の加入口数の上限は「住宅200口」「家財40口」です。

支給区分（罹災証明書によります）	1口あたりの共済金	保障限度額（最高口数）	
		建物（200口）	家財（40口）
全壊	50,000円	1,000万円	200万円
大規模半壊	25,000円	500万円	100万円
半壊	15,000円	300万円	60万円
一部壊・その他	1,500円	30万円	6万円

火災共済加入口数		地震共済加入できる口数		地震共済（全壊時最大保障額）	火災共済＋地震共済合計年掛金（うち、地震共済掛金）	
建物	家財	建物	家財		木造（非耐火）	鉄筋コンクリート（耐火）
50（建物家財どちらか）		40		200万円	9,600円（6,600円）	5,500円（4,000円）
50	50	50	40	450万円	20,850円（14,850円）	12,000円（9,000円）
100	100	100		700万円	35,100円（23,100円）	20,000円（14,000円）
150	150	150		950万円	49,350円（31,350円）	28,000円（19,000円）
200	200	200		1200万円	63,600円（39,600円）	36,000円（24,000円）

火災共済	災害内容	地震共済
地震災害見舞金 最高120万円	地震などのとき	建物と家財合わせて 最高保障額1,200万円
建物と家財合わせて 最高保障額6,000万円	火災などのとき	対象外
全壊で 最高保障額450万円	風水害・雪害などのとき	対象外
最高200万円を限度に共済金の15%以内	臨時費用	対象外

※どけん地震共済は、自主共済のため、所得税等の控除対象とはなりません。

地震によって被る経済的な負担は、地震共済に加入しておくことで軽減することができます。

家計負担を少しでも軽減するために

被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

地震により住宅が全壊し建て替えた場合、被災者生活再建支援金が支給されますが、支給額は**最大300万円**であるため、生活再建に必要な費用全てを賄うには不十分です。

地震共済金で全てを賄うことはできませんが、生活の再建に大きな役割を果たします。

地震共済加入なし

地震共済加入あり

試算してみましょう

契約の発効は、入金日の翌月1日以降です。

- 建物口数及び家財口数は**希望口数**でお入り下さい。
- ただし、下限は40口、上限は建物200口、家財40口となります。

建物（最大200口）□ ＋ 家財（最大40口）□ ＝ 合計 □ ×

木造165円 年間 円

鉄筋100円 年間 円

地震等（全壊時）での最大保障金額は、合計口数×5万円

総合共済
中建国保
労働保険
どけん火災共済
どけん地震共済
総合賠償責任保険
労働災害総合保険
自転車保険・取り扱い代理店
自動車共済
生活支援
資格取得
CCUS
税金対応
建退共
労働者供給事業
事業・経営サポート
加入手続き・国保関係書類

賠償リスクに備える

工事中の事故も安心の補償

総合賠償責任保険は、工事・作業中の事故、事務所などの管理上の事故から引渡し後の事故までも補償する保険です。スペシャルプランなら、建築物自体から工事用材料、輸送中の資材も補償されます。

職業区分		職業区分ごとの具体的な仕事内容 (A～E間で仕事がまたがっている場合は一番売上高が多い業種としてください)	年間売上高(元請+下請)〈消費税込〉1,000万円あたりの年間保険料 基本プラン	ワイドプラン	スペシャルプラン
工事業	A業種	□ガラス工事 □室内防音工事 □大工工事 □熱絶縁工事 □鋼構造物工事 □消防施設工事 □建具工事 □屋根工事	11,800円	15,530円	27,330円
工事業	B業種	□内装仕上げ工事 □タイル・レンガ・ブロック工事 □板金工事 □鉄筋工事 □有線テレビ放送設備工事 □電気通信工事 □コンクリート工事	20,060円	26,350円	38,150円
工事業	C業種	□左官工事 □石工事 □造園工事 □木造建築工事 □電気工事(屋内配線) (木造リフォーム工事を含みます。) □非木造建築工事 (非木造リフォーム工事を含みます。)	23,600円	32,800円	50,860円
工事業	D業種	□管工事 □機械器具設置工事 □塗装工事 □防水工事 □とび・土工 □舗装工事	41,300円	58,530円	90,580円
工事業	E業種	□井戸ポンプ工事 □土木一式工事 □しゅんせつ工事 □はつり・解体工事	53,100円	73,810円	110,630円
清掃業		建築物の維持管理・清掃を目的としたメンテナンス、清掃(ガラス清掃を含みます)、補修作業などや建築現場における周辺清掃、清掃作業、ハウスクリーニング、ガラス・壁面清掃など	清掃業、ビルメンテナンス業の場合は、ワイドプランのみとなります。基本プラン・スペシャルプランをお選びいただくことはできません。	年間売上高(消費税込)1,000万円の場合の年間保険料 58,650円	
ビルメンテナンス業		ビルなどを対象として清掃・保守・機器の運転・その他維持管理を年間で請負い、これらのサービスを提供する事業(警備業法第117号に基づく警備業務を除きます)		年間売上高(消費税込)1,000万円あたりの年間保険料 26,790円	

上記の保険料表は、年間売上高〈消費税込み〉1,000万円あたりの保険料表ですが、年間売上高が2億円超の場合は売上高がてい減され、上記保険料から割引となります！(A～E業種)

※工事業は事業活動総合保険、清掃業・ビルメンテナンス業は賠償責任保険でのご加入となります。

各補償プランの補償内容・保険金額・自己負担額(電動工具補償が追加されました)

補償区分		補償金額限度額(保険金額)	自己負担(免責金額)	基本プラン	ワイドプラン	スペシャルプラン
基本補償	請負賠償責任補償	1事故 3億円 (生産物賠償責任補償は期間中も3億円)	なし	○	○	○
基本補償	施設所有管理者賠償責任補償			○	○	○
基本補償	生産物賠償責任補償			○	○	○
管理財物補償		1事故 3億円		×	○	○
事故の原因となった工事の再工事費用		1事故 1,000万円		×	○	○
受託物(リース・レンタル品含む)補償		1事故500万	1事故 1万円	×	×	○
工事物補償		1事故 1億円	1事故 1万円	×	×	○
電動工具等補償		1事故100万円	1事故 1万円	—	—	○(オプション)

労災保険に安心の上乗せで
従業員と家族の生活を補償

年間保険料が組合員価格★でお得！

政府労災は最低補償です。労災事故は気をつけていても起きてしまうことがあります。
万が一のとき、従業員と家族の生活を補償する労災の上乗せ保険制度の備えは大切です。
また、事業主に対する安全配慮義務違反での賠償金への備えにもなります。

★組合員価格：独自に補償内容を設計し、団体契約によるスケールメリットを活かした保険料となっています。

ご注意 **制度改定により、保険金額と保険料に変更があります。**

補償プランと保険金額 業務災害・通勤災害から職業性疾病※まで補償

※労働基準法の規定による業務上疾病のこと。ただしアスベストに起因する疾病は除かれます。

1 休業補償はⅠ～Ⅳ型共通
1日2,000円 ※休業補償は休業4日目以降を対象とし、1,092日分限度でお支払いします。

補償プラン	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
休業補償（1日につき）	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

2 万々が一の死亡・後遺障害のとき
NEW

Ⅳ型の補償は最大5,000万円

補償プラン		Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
死亡補償金		3,000万円	1,500万円	1,000万円	5,000万円
後遺障害補償金	1級～3級	3,000万円	1,500万円	1,000万円	5,000万円
	4級	2,400万円	1,200万円	800万円	4,000万円
	5級	2,100万円	1,050万円	700万円	3,500万円
	6級	1,800万円	900万円	600万円	3,000万円
	7級	1,500万円	750万円	500万円	2,500万円
	8級	900万円	450万円	300万円	1,500万円
	9級	600万円	300万円	200万円	1,000万円
	10級	450万円	225万円	150万円	750万円
	11級	300万円	200万円	100万円	500万円
	12級	200万円	150万円	65万円	300万円
	13級	150万円	75万円	50万円	250万円
	14級	90万円	45万円	30万円	150万円

※業務災害と通勤災害の補償は同額となります。

3 使用者賠償責任※
1名　1億円
1事故　5億円

※一人親方の特別加入の場合は、この補償はありません。

災害付帯費用保険金	死亡：40万円　後遺障害：1級～3級 10万円　4級～7級 5万円
使用者賠償責任※	1名1億円　1事故5億円

年間保険料 組合員価格★だから安心です

1 一人親方特別加入の年間保険料

Ⅱ型の場合 **1日あたり換算 約31円の保険料で 1日2,000円の休業補償（最長1,092日分まで補償）、最高1,500万円の死亡・後遺障害の補償**

建設業の一人親方	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
	17,500円	11,300円	8,100円	28,240円

※使用者賠償責任は付帯されていません。

2 事業所（工事業）でのご加入の場合の年間保険料（例）

年間売上高〈消費税込み〉が1,000万円の場合の保険料	従業員のみの保険料（人数は問いません）				全従業員＋事業主（役員）1名の場合の保険料例			
	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
建設業（35） 既設建築物設備工事業（38）	16,600円	12,200円	8,220円	25,790円	50,500円	33,150円	20,440円	83,930円
機械装置の組立てまたは据付の事業（36）	18,500円	13,000円	9,100円	29,440円	56,960円	35,540円	22,480円	96,840円
その他の建設事業（37）	51,500円	37,400円	26,920円	72,900円	101,360円	66,190円	44,130円	153,270円

※事業主（役員）が加入される場合※1は、従業員も加入されることが前提となります。※1事業主・役員（労働災害総合補償プランの特別加入者）の方が、元請の臨時雇などとして働いている間に労災事故にあい、元請の政府労災にて認定された場合に保険金をお支払いします。

事業所（工事業）でのご加入の場合、年間売上高（元請＋下請）〈消費税込み〉によって保険料が決まります。

（清掃業・ビルメンテナンス業など一部の業種の場合は対象人数の申告が必要です。）

千葉県の自転車保険加入義務化（2022年7月～）に対応！

自転車保険

千葉県では『千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』の改正により、2022年7月1日から、自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化されました。

【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社 ※被保険者は組合員もしくはその家族です

どけん自転車保険の3つの特徴

1. 年額4,000円の保険料で組合員と家族全員を補償します
2. 自転車事故だけでなく、日常生活における賠償事故もカバーします
3. 示談交渉サービス付きで、万が一にも安心です

年間掛金 4,000円（内訳：保険料3,600円、制度運営費400円）

保険金額 入院 1日 2,000円　通院 1日 1,500円　組合員本人死亡時 200万円

賠償責任補償は最大2億円

取り扱い代理店・個人情報について

総合賠償責任補償プラン・労働災害総合補償プラン・自転車保険については以下の取り扱いになります。

取扱代理店

株式会社 I・プランニング
〒277-0023 千葉県柏市中央2-12-1
TEL.04-7168-5201　FAX.04-7168-5202
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

株式会社桜保険事務所
〒188-0011 東京都西東京市田無町3-2-17
TEL.042-451-9388　FAX.042-461-0366
（受付時間：平日の午前9時から午後6時まで）

CSネットワーク株式会社
〒260-0021 千葉県千葉市中央区新宿1-5-9
TEL.043-246-0290　FAX.043-246-7925
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

株式会社 船橋保険事務所
〒264-0032 千葉県千葉市若葉区みつわ台5-5-4
TEL.043-309-3590　FAX.043-207-1234
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

株式会社 ライフサポート天笠
〒299-1147 千葉県君津市人見914-1
TEL.0439-54-0154　FAX.0439-54-0258
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 千葉西支店柏支社
〒277-0005 柏市柏1-2-37　柏ちば興銀ビル7階
TEL.04-7167-6767　FAX.04-7167-6800

損害保険ジャパン株式会社 北東京支店法人支社
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 6階
TEL.03-3349-8063

損害保険ジャパン株式会社 千葉支店千葉中央支社
〒260-8505 千葉県千葉市中央区千葉港8-4
損保ジャパン千葉ビル7階
TEL.043-243-3098　FAX.043-243-3075

損害保険ジャパン株式会社 千葉支店千葉支社
〒260-8505 千葉県千葉市中央区千葉港8-4
損保ジャパン千葉ビル7階
TEL.043-243-3098　FAX.043-243-3065

損害保険ジャパン株式会社 千葉支店木更津支社
〒292-0057 木更津市東中央2-4-14
木更津東中央ビル3F
TEL.0438-25-0631　FAX.0438-25-2578

【総合賠償責任補償プラン・労働災害総合補償プラン・自転車保険について】

- 総合賠償責任補償プランは「事業活動総合保険契約」または「賠償責任保険契約」を、労働災害総合補償プランは「労働災害総合保険契約」を、自転車保険は「傷害総合保険契約」をそれぞれ締結しています。
- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金やお支払いできない場合の詳細につきましてはパンフレットなどを必ずご覧ください。

SJ23-02626（2023年6月5日作成）

まずは見積りを！

安い掛金で乗用車もトラックも加入OK

「車検証」と「現在ご契約の保険証券」を所属の支部にご提示いただければ
見積りができます。お気軽にお問い合わせください。

団体割引 15% → 2023年10月1日より 17.5%

【引受共済】関東自動車共済協同組合
千葉県支部　千葉市中央区富士見2-22-2　千葉中央駅前ビル6F
TEL 043-224-5222　FAX 043-224-3164

※団体割引は台数規模と損害率により決定し、毎年見直されます。
※団体割引は関東自動車共済一般掛金に対してのものとなります。

5つのメリット

1 業務用・法人車両も入れます
クレーン車なども加入できます。

2 安い掛金で補償は充実
営利を目的としていません。
だから掛金が割安で補償も充実しています。

3 無事故割引が継続！
他の自動車保険（共済）の
無事故割引等級が引きつげます。

4 24時間事故受付！
0120-89-8819
フリーダイヤルで夜間・休日の受付体制も万全。
迅速な事故処理。全国いつでもどこでも安心。

5 組合員の立場で示談交渉！
顧問弁護士や専門職員が組合員の立場に立って
示談交渉などの
事故処理に当たります。

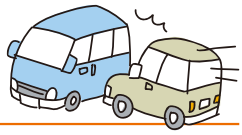

各種掛金割引制度

ご契約内容により、掛金が割引となります！

運転者家族限定割引		3%（個人契約に限ります）
運転者本人・配偶者限定割引		7%（個人契約に限ります）
新車割引	①自家用（普通・小型）乗用車で初度登録年月からご契約開始月が25か月以内の場合	車両共済以外 9%
		車両共済 6%
	②自家用軽四輪乗用車で初度検査年月からご契約開始月が25か月以内の場合	対人賠償 8%
		人傷・搭乗者 20%

複数所有新規割引	最大 28%
福祉車両割引	3%
エコカー割引 初度登録年月または初度検査年月からご契約開始月が13か月以内の場合	3%

無料ロードサービス

365日・24時間受付！　0120-80-6324

▶レッカー急行サービス
事故や故障で自力走行不能な車両の搬送を行います。

▶故障・修理時クイックサービス
キー閉じ込み、バッテリーあがり、パンク、ガス欠等のトラブルに迅速に対応。30分程度の応急修理を行います。

※特殊作業や部品代等は利用者の負担です。（ロードサービスは対象車種に制限あり）

夜間・休日の緊急事故受付センター　0120-89-8819

総合共済
中建国保
労働保険
どけん火災共済
どけん地震共済
総合賠償責任保険
労働災害総合保険
自転車保険・
取り扱い代理店
自動車共済
生活支援
資格取得
CCUS
税金対応
建退共
労働者供給事業
事業・経営
サポート
加入手続き・
国保関係書類

お得な制度がたくさん

生活支援メリット

千葉土建には2万人を超える組合員が加入しています。
大きな組合だからこそできる、生活を支えるさまざまなメリットがあります。
くわしくは組合事務所までお問い合わせください。

使って得する どけんカード

千葉土建は飲食店や美容院、ホテルやレジャー施設など900以上のお店と、組合員がお得な割引やサービスが受けられるよう提携しています。利用方法は、利用するお店に『どけんカード』を提示するだけ。
カードは支部窓口で配付しています。

2023年3月末現在、千葉県を中心に全国939店が提携店として登録。利用目的や居住地域から提携店検索できます。

▶提携店検索サイトはコチラ！

千葉土建　どけんカード　http://www.cd-kyosai.net/card

▶提携・あっせん契約企業の一部

mazda　ISUZU　YANMAR

富士急ハイランド　那須ハイランドパーク　カラオケ館　京成トラベル　ダイワロイヤルホテルズ

RENAISSANCE　食彩厨房いちげん　鳥一丁　日本海庄や　ゆにろーず

にんたまラーメン　笑福門　洋服の青山　AOKI MEN'S LADIES'　すべては品質から。コナカ

介護共済

介護保険制度で、要支援・要介護の認定をうけた人が、「在宅福祉用具の利用が必要」とされたとき、
自己負担の「レンタル料の１割」が共済金として給付される制度です。
※介護保険２割負担の方は１割は自己負担となります

給付の一例 車いす＋ベッド＋電動リフト利用の場合

車いす		ベッド		電動リフト		
8,000円	＋	20,000円	＋	16,000円	＝	44,000円／月 …通常はこの金額の１割が利用者負担

介護保険２割負担の方＝月々 8,800円
介護保険１割負担の方＝月々 4,400円

1割分の4,400円が給付されます
共済利用で月々の負担が軽減されます
※最初の１か月は自己負担となります

アフラック生命のがん保険 ～安い保険料でがん治療に備える～

千葉土建一般労働組合では、福利厚生制度としてアフラック生命の団体取り扱い制度を導入しています。

1 千葉土建オリジナルプランは、安い！
※契約者を組合員様にすることにより、ご家族様も加入できます

2 個別で加入するより、安い！

3 がんを経験された方も、お申込みいただける場合があります。是非、ご相談ください！
※がんの治療を受けた最後の日から、５年経過（所定の条件を満たす場合は３年以上経過）している場合にお申込みいただけます。

4 既に加入されている方も、簡単なお手続きで団体割引に！
※この手続きによって担当代理店や保障内容が変更になることはありません

QRコードからもお問い合わせができます

問い合わせ先〈アフラック募集代理店〉
株式会社サリー・ジョイス・ジャパン
TEL 0120-305-660

「生きる」を創る。 Aflac

「もしも」の時も安心 どけん協定葬

どけん共済会が信頼できる葬儀社と協定し、
「安価で安心」を実現しました。
※一部、対応できない地域があります

24時間受付

㈱セレモア 0120-60-1121
㈱アスカ 0120-25-6164
㈱博全社 0120-444-999

時代を生き抜く確かな技術・技能を
組合で資格を取ろう

千葉労働局長登録教習機関「千葉土建技術研修センター」が技術・技能を高め、各種資格を取得するための、講習会を開催します。
建設キャリアアップシステムで必ず活きます。

作業主任者技能講習

「作業主任者」を配置しないで作業した場合、事業者は6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。実務経験3年以上が必要です。

職長・安全衛生責任者教育

労働安全衛生法第16条、第60条、第28条の2にもとづいた、リスクアセスメント(危険性または有害性の調査および除去)を含めた「職長・安全衛生責任者教育」を実施します。

住宅リフォームエキスパート(増改築相談員)研修

住宅リフォームエキスパート(増改築相談員)は、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの名簿に登録され、自治体の窓口に名簿が置かれます。5年ごとの更新研修会も開催します。

新規研修 実務経験5年以上が必要です。
更新研修 過去2年間に限り更新しなかった方も再登録できます。

一般建築物石綿含有建材調査者講習会

組合員限定で日本環境衛生センターにより2日間の座学を通じ、関係法令や石綿の関連疾患とリスク、建築物の構造・建材等に関する知識と、通常の使用状態における建築物の石綿含有建材に関する調査に加え、解体作業等においての事前調査にも対応した知識を学ぶ内容となっています。
講義終了後の筆記試験に合格した方には、『一般建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。受講料は47,000円

千葉土建の組合員を対象とした助成金制度

※技術研修センターの事業計画に基づく講習が対象です。
※さしがね教室【四方転び踏み台】、建築大工技能検定講座以外の講習は助成金制度の併用不可。

マイスター助成金

1講習につき2,000円を援助します。

※受講時の年齢が39歳以下の方は次世代育成助成金が優先されます。

次世代育成助成金制度

1講習につき3,000円(年度内12,000円上限)を援助します。

※受講時の年齢が39歳以下の組合員が対象。

全建総連技能者育成基金資格取得報奨金制度

全建総連が指定する資格の取得に応じて2,000円から1万円が支給されます。

報奨金　1万円：一級建築士・1級技能士・1級施工管理技士など
報奨金 5,000円：二級建築士・木造建築士・2級施工管理技士など
報奨金 2,000円：各種作業主任者講習
(足場・木造・型枠・地山・木材・石綿など)

主な講習と受講料

講座名	受講料
2級建築施工管理技士【一次・二次】受験準備講座	35,000円(組合員) 40,000円 (一般)
第二種電気工事士【筆記】受験準備講座	15,000円(組合員) 20,000円 (一般)
第二種電気工事士【技能】受験準備講座	25,000円(組合員) 30,000円 (一般)
足場の組立等作業主任者技能講習	10,000円
木造建築物の組立等作業主任者技能講習	10,000円
石綿作業主任者技能講習	10,000円
自由研削砥石の取替え等特別教育	7,000円(組合員) 12,000円 (一般)
石綿取扱い作業従事者特別教育	4,000円(組合員) 9,000円 (一般)
酸素欠乏硫化水素危険作業特別教育	5,000円(組合員) 10,000円 (一般)
足場の組立て等作業従事者特別教育	6,000円(組合員) 11,000円 (一般)
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	6,000円(組合員) 11,000円 (一般)
丸のこ取り扱い安全衛生教育	4,000円(組合員) 9,000円 (一般)
職長・安全衛生責任者教育	12,000円(組合員) 17,000円 (一般)
住宅リフォームエキスパート(増改築相談員)【新規】研修会	30,000円(組合員) 35,000円 (一般)
住宅リフォームエキスパート(増改築相談員)【更新】研修会	20,000円(組合員) 25,000円 (一般)
建築大工【技能検定】講座	37,000円(組合員)

相談はお気軽に

建設キャリアアップシステム

CCUS・税金（インボイス）対応

建設キャリアアップシステムは国土交通省が定めた、技能者のキャリアを「見える化」するもの。どの現場でも対応が必須です。ご相談ください。インボイス制度では、私たち小零細な事業者・職人に甚大な影響がでることは必至です。この制度の内容と問題点を正しく理解しましょう。

登録補助金あり　建設キャリアアップシステム（CCUS）

建設キャリアアップシステムのシンボルマーク

自分のキャリア情報がオープンになって適正賃金・単価の道筋に!!

千葉土建の組合員なら 1,000円 キャッシュバック

「事業所」もシステム登録は必須！

- 所属する技能者数、社会保険加入状況、事業所全体の実績が蓄積
  ➡事業所全体をPRでき評価がアップ!!

登録の流れ

1. 所属支部へ必要書類など問い合わせ
2. 必要書類をそろえて来所予約
3. コンビニエンスストアで登録料支払い
4. 支部事務所で書類確認
5. 後日、ご自宅にカードが郵送され完了

※事業所登録の場合、登録申請完了後に登録料を支払うための振込用紙が事業所に届きます。振り込み完了後、事業所IDが発行され、完了となります。

6. キャッシュバック申請（技能者登録）

親切丁寧にバックアップ　税金（インボイス）・申告

無料支援 学習会

白色・青色・消費税申告

千葉土建では、青色、白色申告者を対象に勉強会や申告支援をおこなっています。年間売上1,000万円を超えた方は消費税申告が必要です。初めて消費税の申告をされる方にも親切に相談に応じます。また、2023年にはインボイス制度が実施される予定です。ご不明な方はご相談ください。

このままじゃヤバい

2023年インボイス制度が実施予定！

このままいけば多くの事業者が消費税を支払うことに!?

2019年10月の消費税10%増税と複数税率の開始に伴い、インボイス制度導入が決定されています。※

この制度は、国が定める項目を記載した請求書（レシート含む）を「適格請求書」（インボイス）と呼び、その適格請求書の保存と税率で区分経理した帳簿記載がなければ仕入額控除を認めないとする仕組みです。税率ごとの消費税額の記載が必要になるばかりか、インボイス番号を発行できるのは税務署に登録した課税事業者のみとなります。

※ 経過措置（～23年9月30日）を経て本格実施

総合共済
中建国保
労働保険
どけん火災共済
どけん地震共済
総合賠償責任保険
労働災害総合保険
自転車保険・取り扱い代理店
自動車共済
生活支援
資格取得 CCUS 税金対応
建退共 労働者供給事業
事業・経営サポート
加入手続き・国保関係書類

有利な運用利回り

建設業で働く人のための退職金制度

生涯設計の夢ふくらむ！ 老後も安心！
将来的には建設キャリアアップシステムとの連携も予定されています。

建設業退職金共済制度は、建設労働者のための国の退職金制度です。千葉土建の各支部は建退共事務組合で、手続きをすればいつでも建退共の手帳を発行できます。公共工事・民間工事を問わず、手帳をもって証紙の貼付を現場で請求しましょう。

また、建退共は自分で積み立てることもできます。貯金と比べても運用利まわりが高く有利です。掛金は1日320円で働いた日数分を支払う制度です。事業所は事業主が掛け金を負担し、一人親方の場合は自ら掛け金を支払います。

制度の特徴

- 建設産業全体が適用対象です
- 掛金は事業主が負担します（労働者の負担はありません）
- 証紙の貼付で掛金を積み立てます
- 事業所で制度に加入することが必要です
- 一人親方も加入できます

退職金が支給される条件（証紙12ヵ月分以上必要）

- 建設業で働かなくなった
- 事業主又は法人役員になった
- 55歳以上になった
- 病気やケガなどで働けなくなった
- 死亡した（証紙12ヵ月分以上）など

証紙を貼付してくれる現場・企業

2022年10月現在

▶公共工事のすべての現場

▶民間工事のうち以下の企業・現場

【ゼネコン】清水建設、大林組、竹中工務店、大成建設、戸田建設、三井住友建設、西松建設、熊谷組、東急建設、東洋建設、フジタ、佐藤工業、飛島建設、淺沼組、安藤ハザマ、奥村組、銭高組、鉄建建設、東亜建設工業、松井建設、NIPPO、大日本土木ほか

※一定条件あり 鹿島建設、長谷工コーポレーション、前田建設工業、鴻池組

【サブコン】関電工、新菱冷熱工業、ダイダンほか

【住宅企業】大東建託ほか

※一定条件あり 大和ハウス

一人親方も建退共で退職金がもらえます

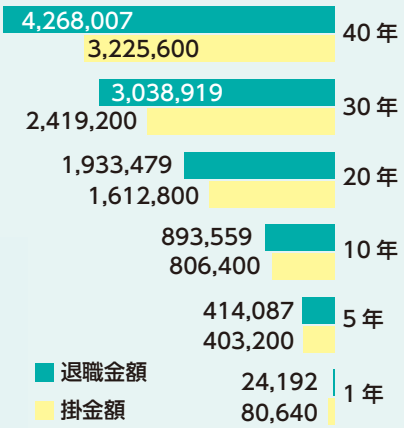

一人親方として払う場合
3,225,600円（40年分）の掛金で
4,268,007円の退職金

退職金額

納付月数	掛金総額	退職金額
12月（1年）	80,640円	24,192円
60月（5年）	403,200円	414,087円
120月（10年）	806,400円	893,559円
240月（20年）	1,612,800円	1,933,479円
360月（30年）	2,419,200円	3,038,919円
480円（40年）	3,225,600円	4,268,007円

※この早見表は、21日／月とみなし、2021年10月以降に加入、現行の利回り・掛金での概算

※320円になる前から掛金を掛けている人の退職金は、それぞれの掛金、日額に応じて別に計算されます。

千葉土建で「新しい働き方」を
ロウキョウ（労働者供給事業）で年収600万！

「もっと稼ぎたい」「ちゃんと休みがほしい」そんな建設職人に使ってほしい制度です。

労働者供給事業とは

千葉土建に加入している皆さんが、千葉土建と協約を結んでいる企業に期間を定めたうえで、企業の『労働者』として現場作業に従事する働き方です。毎月開催している説明会を受講すれば誰でも働くチャンスがあります。
賃金や休日・残業代・交通費は千葉土建と企業で取り決めた条件で働けるので、手数料やピンハネなどはもちろん一切ありません。
また、災害時には復興支援として、有償で木造仮設住宅の建設にも携わります。（2016年熊本震災・2018年西日本豪雨・2020年九州豪雨に仲間を送り出しています）

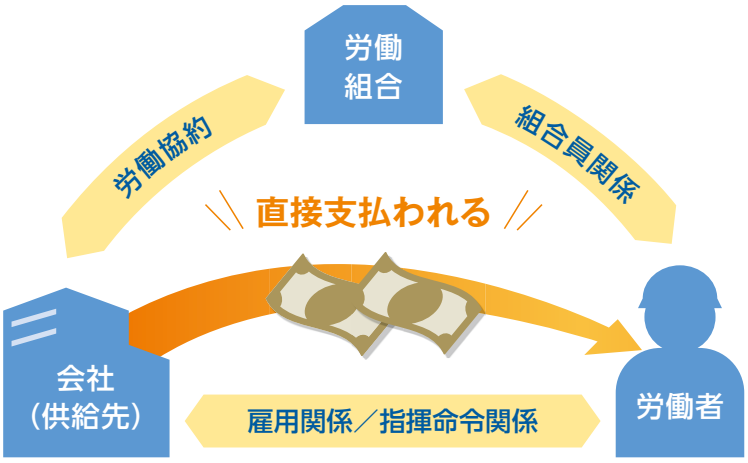

請負だと…

- 上請との単価交渉
- 毎年の確定申告・インボイス対応必須
- 社会保険料全額自己負担
- 残業代、交通費支給無し
- 一人親方労災加入必須

労働者供給事業ならすべて解決！
すべての法令・法規を守った現場で安全・健康に働けます！！

千葉土建と締結している企業での就労モデル

S社

日額：20,812円
（固定残業代1時間含む）
休日：土・日
（土曜出勤は割増賃金アリ）

▶実績例：63歳（大工未経験）
月収　50万1,074円
手取り 42万9,511円
就業日数20日

H社

日額：19,000円
休日：土・日
（土曜出勤は割増賃金アリ）

▶実績例：62歳（大工）
月収　57万5,308円
手取り 53万6,882円
就業日数25日

I社（NEW）

月額：基本給　250,000円
手当　80,000円
歩合/2棟造作施工　112,000円
計　442,000円/月
休日：完全土日

▶1年間働くと…
442,000円/月×12ヶ月
ボーナス2ヶ月分
年収581万5,500円に！！

総合共済
中建国保
労働保険
どけん火災共済
どけん地震共済
総合賠償責任保険
労働災害総合保険
自転車保険・
取り扱い代理店
自動車共済
生活支援
資格取得
CCUS
税金対応
建退共
労働者供給事業
事業・経営
サポート
加入手続き・
国保関係書類

親切丁寧にバックアップ

継続した経営の支え

事業をはじめるとき、事業を拡げるとき…力になります。

あなたの事業をサポートする 建設会 年会費12,000円

事業の規模が拡大するにつれ、さまざまな手続きも増えてきます。千葉土建の「建設会」では、建設業許可や厚生年金などの事務作業をサポートしています。また、経営に役立つセミナーや交流会などを開催し、経営力向上と仕事のネットワークづくりにもとりくんでいます。

千葉土建 建設会

不払い問題の解決へ

毎年100件を超える不払い相談。組合では常時窓口を開設し相談に応じています。相談を受けると、建設業法を中心とした各種法令と長年の組合運動で積み上げてきた成果に基づき、国や自治体、元請会社等に相談者とともに働きかけ、問題の早期解決をはかっています。

「働き方改革」相談

2019年に「働き方改革」が実施され4年が経過しました。この間、さまざまな対応に頭を悩ませてきた事業主の方も多いのでは？組合では日常的にこうした悩みに対応しています。学習会、セミナー、専門家による無料講習や相談会など、あらゆる機会を提供し、働き続けられる環境づくりをともに考えます。

リフォーム受注を私たちの手に RECACO リカコ

一般社団法人リフォームパートナー協議会
Reform and Renovation Partner Capital Conference

国は、一定の要件を満たしたリフォーム事業者団体を登録し、消費者保護とリフォーム事業者の発展を目的とした「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を策定しました。
千葉土建では国土交通省の認可を受けた「一般社団法人リフォームパートナー協議会（通称RECACO：リカコ）の運営に参加して、地域の事業者の職域を大手による独占から守り、技術・技能・営業能力向上の支援を行っています。

	年会費	入会金
A会員	10,000円	3,000円
設計会員	10,000円	3,000円※ロゴマークの使用はできません

加入でこんなメリットが

- ▶名刺や自社チラシにロゴマークの使用が可能！
- ▶仕事に役立つ講習会を開催！
- ▶リフォームかし保険の保険料割引！

住宅リフォーム事業者団体 国土交通大臣登録

くわしくはお問い合わせください

仕事応援！全建総連建設情報Web

組合員は登録無料（一部有料ページあり）　住宅業界のお役立ち資料の数々で仕事をサポート！

- 各地域の業界最新情報
- 建材店・建材メーカーからのお知らせ・案内
- 業界関連の連載コラム
- 各種公的事業の情報・解説
- 税制優遇制度などの情報
- 計算や申請方法の解説
- 書類や図面の記載例など
- 業務に使えるアプリ
- 仕事に使えるチラシ
- 各種書式フォーマット
- 協会、団体などの紹介
- 業務代行業の紹介

ようこそ千葉土建へ

加入手続きに必要な書類

近年は法令の順守が厳しく求められています。下記以外の書類も必要となる場合があります。
詳しくは窓口となる支部事務所までお問い合わせください。

制度			手続きに持参していただく書類
組合加入			●1か月の組合費・加入金　●印鑑(認印)
中建国保			●世帯全員・続柄、個人番号入りの住民票(90日以内のもの)
			●健康保険証コピー(又は、健康保険資格喪失証明書)　●印鑑　●加入事務費 ●建設従事者の職種証明 ※P30参照
			●本人名義の郵便局通帳　※各種給付金の支給先となります
			●本人確認書類 ※写真付き公的機関証明(個人番号カード、運転免許証、在留カード、パスポート等) ※写真付き公的機関証明がない場合は被保険者証、年金手帳、住民票、母子手帳、市民税県民税決定通知書など2つ ※本人以外が手続きする場合、委任状と代理人の印鑑、身分を確認できるもの
一人親方労災			●労災保険料・加入金・年間事務費
			●本人確認書類は上記「中建国保」を参照
労働保険	共通		●事業所横判　●代表者印(個人事業所は事業主印)　●各保険料
			●加入金　●年間事務費
	労災保険		●元請金額や賃金総額をお伺いします
	雇用保険	共通	●賃金総額をお伺いします　●労働者名簿(加入者全員マイナンバー入り) ※詳しくは支部事務所にお問い合わせください
		法人	●事業所登記簿謄本(現在事項証明書)
		個人	●住民票または運転免許証の写し・事業実態のわかる書類 ※次のいずれか　税務署への開業届、確定申告書、源泉徴収簿、屋号入りの賃貸契約書、公共料金領収書の写し
総合賠償責任保険 労働災害総合保険			●事業所横版・代表者印(個人事業所は事業主印)　●年間掛金
			●事業所が加入する場合は、直近の売上がわかる資料(決算書や確定申告書等)
どけん火災共済			●印鑑(認印)　●年間掛金
自動車共済			●車検証コピー　●保険証券　●印鑑(法人名義は代表者印)
			●掛金・利用料 ※保険切替えの場合は自動車保険満期通知が必要となります
建退共	一人親方		●なし　※申込用紙を記入のみ
	事業所		●事業所横判・代表者印(個人事業所は事業主印) ●事業所登記簿謄本(法人)　●加入金・年間事務費　●労働者名簿

※上記の書類では不足する場合もありますので、詳しくは支部へお問い合わせください。

中建国保加入における区分と職種証明書類

「START」から質問に「Yes」「No」ですすみ、回答結果があなたの中建国保加入区分と、加入時に提出する職種証明書類になります

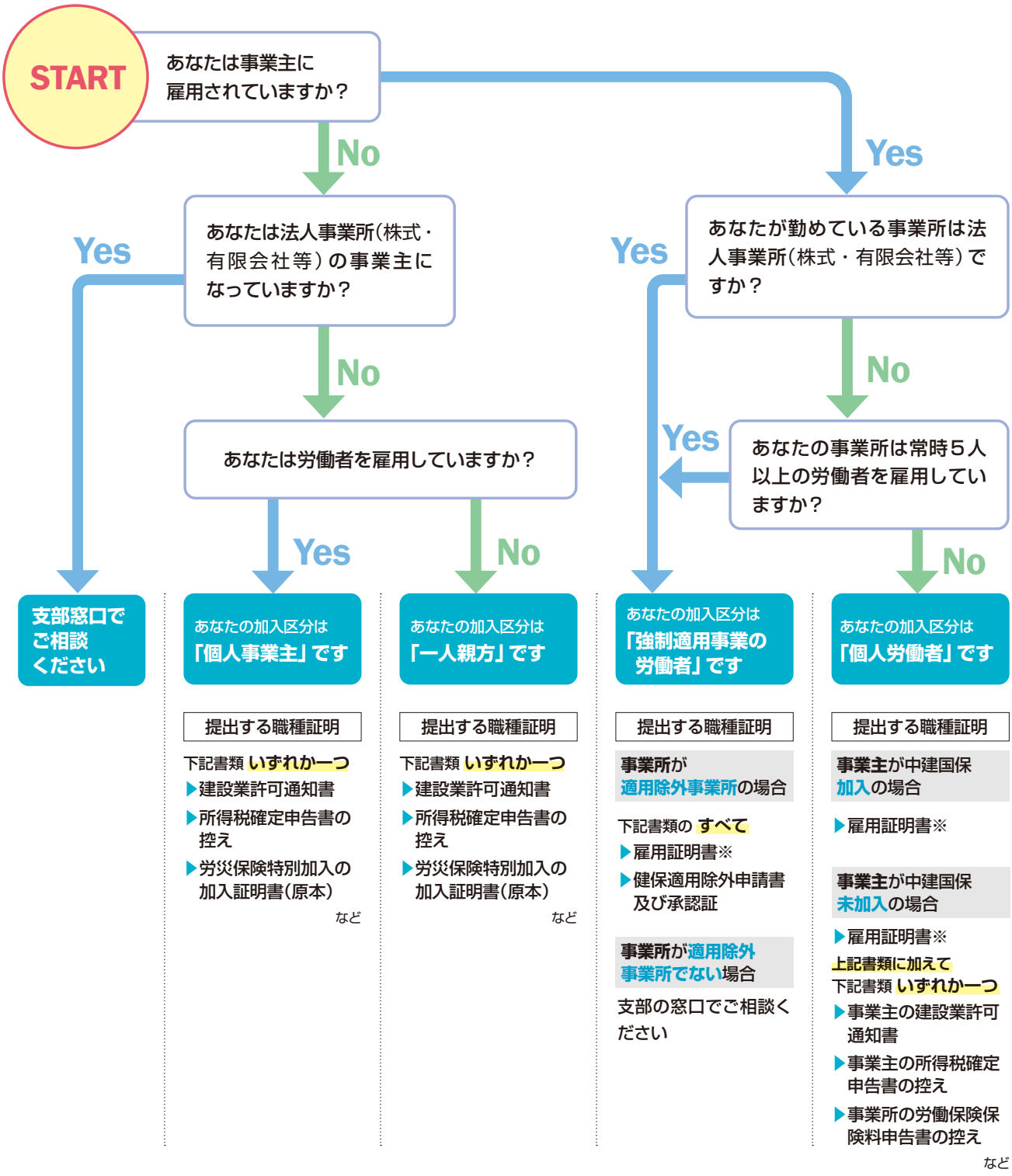

※雇用証明書の書式は、中建国保組合指定のものとなります
※詳しくは支部へお問い合わせください

千葉土建一般労働組合　加入申込書

●この加入申込書にご記入いただいた個人情報は、千葉土建一般労働組合の「個人情報保護規程」にもとづき適切に保護・管理します。組合員の個人情報は、組合の業務や活動に必要な連絡や基礎資料として使用する他、必要な範囲で第三者への提供・共同利用する場合があります。詳しくは、「プライバシーポリシー」をお読みください。「プライバシーポリシー」は、千葉土建のホームページでもご覧いただけます。

●下記の青線枠内の各項目にご記入下さい。
※の項目は必ずご記入ください。

組合員共済番号　　国保番号

新加入・再加入（　　支部）

加入者氏名※			生年月日※	性別※	職種※
フリガナ			昭和 平成　年　月　日	男・女	配偶者 有・無　名前（有の場合）
氏	名	補助			

郵便番号※	都道府県※	郡・市・区※	町　村・丁　目・番　地※
――			

方・団地・アパート・マンション名等※	携帯番号※	固定電話番号※
	――	――

ＦＡＸ番号	呼び出し先名称
――	

メールアドレス

就労区分	備考
1：地域の工務店 2：ハウスメーカー 3：ゼネコン　4：その他	

階　層	備考
1：親方　2：一人親方 3：職人	

就　労　先	就労事業所名称・連絡先・代表者名

事業所コード

加入手続き時の納入金

加入金（有・無）	¥
組合費（　月分）	¥
中建国保料（月分）	¥
介護保険料（月分）	¥
国保事務費	¥
一人親方労災	¥
一人親方労災（加入金・事務費）	¥
	¥
	¥
預り金（　　）	¥
青年部	¥
主婦の会	¥
合　計	¥

加　入　申　込　書

わたしは、千葉土建一般労働組合の規約を認め、加入を申し込みます。

千葉土建一般労働組合中央執行委員長　殿

年　　月　　日

組合員氏名　　㊞

※支部処理欄(1)

加入年月日	共済型
年　月　日	A・B・C
特記事項	
紹介者	
氏名	
支部　分会　班	
所属分会・班	
分会　班	

領収日	年　月　日	㊞
取扱者		

※支部処理欄(2)

システム入力	共済登録	国保登録	分会・班へ紹介	宛名シール発行区分	中建国保手続状況		
					資格取得予定日	同時	後日手続
				0:発行する 1:発行しない	月　日	手続済み	（　/　）

◆簡単なアンケートにお答えください

①おもな加入動機をおしえてください

該当の数字をひとつだけ〇で囲んでください

1	他支部より移動	8	技能講習・資格取得	15	公的融資・ローン
2	再加入	9	建退共	16	親方・事業主にすすめられて
3	総合共済	10	不払い相談	17	仲間にすすめられて
4	中建国保加入	11	その他相談	18	仕事確保・交流
5	適用除外	12	賃金運動への関心	19	頼りになるから
6	どけん共済会の制度利用	13	各種許可取得・法人設立	20	団結が必要だ
7	労働保険加入	14	税金相談	21	その他

②利用したいサービスをおしえてください

該当の数字を〇で囲んでください。複数回答可

1	中建国保	9	労働者供給事業	17	公的融資・ローン
2	労災保険・雇用保険	10	RECACO	18	青年部加入
3	建退共	11	技術・技能講習/資格取得	19	主婦の会加入
4	どけん火災共済	12	各種許可取得	20	シニア友の会加入
5	どけん自動車共済	13	不払い相談		
6	総合賠償責任保険	14	税金相談		
7	労働災害総合保険(上乗せ)	15	法律相談		
8	全労済の共済利用	16	事故相談		

③仕事関係についておしえてください

職種 詳しく					従事歴(何歳から)	勤務状況					
						勤務時間		休日(週)			
						～					
就労形態	個人事業主・個人事業所従業員・一人親方・法人事業主・法人社員　その他(　　)										
働き先	ゼネコン系	〇をつける	鹿島・大成・竹中・大林・清水　その他の大手ゼネコン・サブコン・地場ゼネコン								
		会社名記入	複数可								
	ハウスメーカー系	大和・積水・住林・ミサワ・三井・パナ・積化・旭化成・大東・他(　　)									
	パワービルダー系	飯田・東栄・一・アーネストワン・アイディー・タクト・アイダ・タマ・一条 アキュラ・ポラス・他(　　)									
	町場	主にリフォーム・新築とリフォームが半々・主に新築									
	1次業者										
年金	国民年金・厚生年金・無年金・過去の加入歴(　　)										
労働保険	労災保険(事業所労災・一人親方労災)・特別加入(日額　　円)・雇用保険										
CCUSカード	持っている　持っていない　知らない					税金申告は		税理士に依頼　自主申告			
建設業退職金 共済への加入	加入	未加入	知らない	建設業許可		あり		契約済み経営サポート			
						大臣	都道府県	会計士	税理士	社労士	なし	その他

※このアンケートは今後の組合活動に活かし、仲間のみなさんの仕事とくらしを守る運動に役立てていきます。

中建国保諸手続き用

委　任　状

年　　月　　日

中央建設国民健康保険組合理事長様

委任者(組合員)自署　　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は下記の通り代理人を定め、各事項を委任します。

記

1. 代理人

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 委任事項

- 被保険者資格取得・喪失・変更の届出
- 住所地特例の申請
- 住所・氏名変更の届出
- 被保険者証・限度額認定証・高齢受給者証の再交付申請
- 介護保険第２号被保険者適用及び適用除外届
- 現金給付金・保健事業補助金の申請及び受領
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請、基準収入額適用申請
- 標準負担額減額差額支給申請
- 特定疾病認定申請
- 保険料納付・還付保険料受領
- 高額介護合算療養費等支給申請兼自己負担額証明書交付申請
- 第三者行為による傷病届
- 上記各事項の付帯事項

以上

まず団結しよう。房総の地に千葉土建の旗を掲げ続けて

千葉土建一般労働組合綱領・規約

建設に従事する仲間の処遇改善・地位向上をはかるため、運動方針・政策の指針を綱領として決め、
組合員ひとり一人の意見を大切に民主的な組織の力で、
明るく展望がもてる産業としていくために規約を定めています。

千葉土建一般労働組合は、40年前の1972年6月25日、千葉市「卸団地会館」に雨降りしきる中、259名の組合員が参加して結成大会を開催し、7支部2,732人からの歴史的な第一歩を力強く踏み出しました。

私たちの組合結成に至る前史は、65年前の1947年1月15日、僅か70数人で結成された、東京土建一般労働組合のたたかいの歴史と伝統を受け継いだものでした。

以来、建設労働者の生活と社会的地位向上のため、結成以来一貫してたたかいを進める一方で、大衆的、民主的、階級的労働組合の拡大強化を掲げ、40年を経た今日、千葉県内最大の労働組合へと成長し前進を続けてきました。

組合結成大会において、「まず、団結しよう」の呼びかけのもと、「房総の地から『ケガと弁当は手前持ち』の悪習をなくそう」のスローガンを掲げて未組織の仲間の組織化を追及してきました。

このスローガンには、当時の先達らにとって、長い間、劣悪な条件のもとで労働を強いられ、その社会的役割にふさわしい処遇と組織的「力」を得ることがなかったことへの切実な願いと要求が込められたものでした。

それは広大な房総の地に深く根を張る決意と、千葉土建の旗を高く掲げた誓いそのものでした。

私たちは、その前史となる東京土建の結成直後から、労務物資の獲得、税金闘争にとりくみ、50年代には日雇健保と珪肺法の制定を実現してきました。

60年代には協定賃金運動を前進させ、集団申告、日雇健保擬制適用廃止反対にとりくみ、組合結成を前後した70年代には、中建国保組合設立・補助金増額のたたかい、住宅デー運動を開始しました。80年代には臨調行革政治とたたかい、中建国保の10割給付を守るたたかい、大手企業交渉の開始、消費税導入反対運動を繰り広げました。さらに千葉労連の結成に参画、90年代は、生活防衛闘争、大手建設現場訪問、2000年代は、技術センターの開校、どけん共済会設立と充実、地域建設業振興策の実現めざして活発に自治体交渉の推進、野田市に於ける全国初の公契約条例の制定を実現してきました。

2011年3月の東日本大震災直後の建設労働者らしい地域社会への素早い貢献は、私たちの前身である東京土建の歴史が物語るように、あの戦争直後の廃墟からの立ち上がり、国土復興に献身的にとりくみだした歴史と伝統を今日に生きいきと引き継いだものであり、地域社会になくてはならない存在を強く印象づけるものとなりました。

これらのたたかいの歴史は、組合結成時に掲げたスローガンの実現に全力をあげてきた歴史そのものでした。

私たちは、このたたかいの中で組合員の要求を基礎に、地域住民の要求と固く結んで大衆的な共闘関係の強化に努めてきました。

私たちは、組合結成以来、要求に基づく団結、資本からの独立、政党からの独立を堅持し、政党支持の自由の立場と組合の自主性を確立し、組合の統一と団結を瞳のように大切にしてきました。

そして組合組織の拡大強化と要求実現のたたかいを車の両輪として追求し、基礎組織を確立して組合民主主義を貫いてきました。

私たちは運動の総括を重視し、「たたかいつつ学び、学びつつたたかう」実践的な教育学習活動を重視すると同時に、組合独自の労働学校などを通じて理論的学習を強め組織的強化に努めてきました。

大企業への利益奉仕と日米軍事同盟に基づく国づくりが、政治・経済・軍事などあらゆる場面で進められている今日、大企業本位の政治・経済のしくみのもとでの貧困と格差の解消、平和と民主主義を守るためにも国民本位の政治・経済の民主的変革や国政の革新が強く求められています。

日本は世界でも際立ったルールなき資本主義国になっています。その上、長い歴史的たたかいによって築き上げてきた平和と民主主義、社会保障と基本的人権、労働基本権など憲法で保障されたさまざまな権利を破壊する政府・財界の攻撃が強まっており、今日ますます憲法擁護のたたかいは熾烈になっています。

日本国憲法の平和主義と基本的人権、国民生活向上に向けた国民諸階層のたたかいの統一と団結こそ、要求実現と国政革新の原動力です。私たちは、思想・信条の違いを超え、広範な国民諸階層の共同した運動の形成と発展に努めます。

私たちは、労働組合が国民諸階層の運動の先頭に立ち、統一と団結の一翼を担い、労働者の一致した要求に基づく共同行動を、全国と地域ですすめながら建設労働運動の全国・地域での共同と発展に努めます。

建設労働者に展望ある未来をめざして

当面、私たち千葉土建が要求する民主的改革の主要な課題と内容は次のとおりです。

一、私たちは、賃金・労働条件の改善と建設労働者の権利確立のために、全国・地域・分野における労働協約の締結をめざして活動します。

二、私たちは、建設労働者の役割にふさわしい安定した生活と後継者を育成できる賃金の獲得をめざして活動します。また、安定した雇用と失業に対する保障、労働関係法規の完全実施の他、手間請就労や偽装請負の横行の中で労働者概念の確立と立法化、退職金など労働条件の改善と確立、職能制度と生活給の確保、週40時間労働制確立のために活動します。

三、私たちは、アスベスト疾患やあらゆる職業病根絶のとりくみ、現場の労働安全と労働衛生、労災補償の拡充を要求して活動します。

四、私たちは、政府・財界が進める大企業本位の国土開発計画に反対し、土地・住宅政策を国民本位に転換させ、すべての国民に「健康で文化的な生活が営める住宅」の保障をめざして活動します。また、東日本大震災後の復興事業については、一方的な大資本の開発事業に反対し地域住民本位の安全・安心なまちづくり、地元の建設労働者・職人・中小建設事業者の仕事と職域確保をめざします。

五、私たちは、日本の気候風土に培われた建設技術と技能の継承と発展に努力し、国民の生活文化の向上に貢献する建設技術技能の向上と後継者の育成に努めます。

また、政府、使用者団体が費用を負担する建設産業全体の技能育成訓練制度の確立をめざします。

六、私たちは、建設労働者の命の綱「建設国保」を守り、国民が安心してかかれる医療制度の拡充を求めると同時に、年金、介護、福祉等の社会保障制度が「健康で文化的な国民生活を営める」権利である生存権として、真の社会保障の実現をめざします。

七、私たちは、消費税をはじめとする大衆増税に反対し、最低生活費非課税、憲法に基づく応能負担の税制をめざします。また、財政・税制および税務行政を国民本位に変革するために活動します。

八、私たちは、建設労働者のくらしと健康を守る活動や仲間の助け合い・共済活動をすすめ、自主的な「組合の生活保障制度」の確立など福利厚生と福祉の向上・発展のために活動します。

また、健全な文化・教養・スポーツ・レクリエーションなど文化活動をすすめ、建設労働者の自主的な文化の発展と創造のために活動します。

九、私たちは、国民大多数の根本的な利益に応える独立・民主・平和の日本の実現のために、憲法の前文を含む全条項を守り、特に憲法九条をはじめとする平和的・民主的諸条項の完全実施をめざします。

十、私たちは、建設労働者の仕事とくらしに根ざした共通の要求を土台に団結し、その要求を実現するために、産業別個人加盟の居住地組織としての機能をいっそう発展させ、階級的自覚を高める教育・学習活動に努めます。

また、建設産業の全分野で組合員を増やし、青年部、シニア友の会、主婦の会の拡大にも努め、県内の建設労働者の多数派を組織する強大な千葉土建の建設に努めます。

このことを通じて、千葉県内における建設労働者のたたかいの発展と労働運動の民主的、階級的統一戦線の強化を不断に強めます。

2012年5月28日　採択

千葉土建一般労働組合規約

第1章　総則

第1条　この組合は、千葉土建一般労働組合と呼び、事務所を千葉市中央区旭町17－3に置き、法人とする。

第2条　この組合は、主として千葉県内に居住し、建設産業に従事する労働者を主体として組織する。

第3条　この組合の組合員は、組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有し、何人も、いかなる場合においても、人種、性別、門地、または身分等により組合員の資格を奪われることなく、どの宗教を信仰しても、どの政党を支持してもよい。

第2章　目的と事業

第4条　この組合は、組合員の固い団結と意志のもとに、民主的な組織の力によって労働者の経済的、政治的、社会的地位の向上を図ることを目的とし、その目的達成のために次の事を行う。

1、建設産業の民主化。
2、建設労働者の雇用の安定と労働条件の維持改善。
3、未組織労働者の組織化。
4、建設労働者の福祉と利益の増進。
5、同目的をもつ他団体との協力、提携。
6、労働者供給事業。
7、その他目的達成に必要なこと。

第3章　組合員

第5条　この組合には、第2条による労働者を主体として、綱領・規約を承認したものは、誰も加入することができる。また、書記局も在籍中に限り加入することができるが、退職時に脱退もしくは除籍とする。

第6条　この組合に加入するときは、加入申込書に、加入金と組合費1ヶ月分を添えて加入を申し込み、組合が承認したときから組合員となる。

第7条　組合員は、次の権利をもつ。

1、思想、信条の自由、政党支持の自由。
2、規約に基づく選挙権及び被選挙権。
3、規約に基づいて組合の運営に参加し、その発言権と決議権。
4、組合に対して批判する自由。
5、規約に基づいて大会をはじめ、各会議の開催を要求する権利。
6、組合役員をリコールする権利。
7、規約に基づいて、会計、議事録などを閲覧する権利。
8、規約に基づいて、自己の懲罰にたいし、弁明する権利。

第8条　組合員は次の義務をもつ。

1、組合費は毎月必ず納めなければならない。
2、規約を守り、機関の決定に従い、班会議に出席しなければならない。
3、組合員としての道義を守り、組合員相互の信頼の確立と組合員の拡大強化のため努力しなければならない。

第9条　同盟罷業は、組合員の直接無記名投票で過半数の同意がなければ決められない。

第10条　組合からの脱退は、届出をすればいつでもできる。
但し、正当な理由なく組合費を2ヶ月以上滞納したときは、脱退したものとして扱われることがある。

第11条　組合員が規約に違反したり、統制を乱したり、組合の名誉を損じたり、損害を与えた時は、委員会(統制委員会)で審議の上、中央執行委員会により除名、権利停止又は勧告される。
これらの決定に不服のある者は、中央執行委員会へ異議の申し立てをすることが出来る。但し、この組合を除名された者が、再加入する時は、中央執行委員会の審査を必要とする。統制委員会は、中央常任執行委員会で選出された委員会責任者と中央執行委員会で選出された委員4名で構成し、適宜、委員会活動を行う。

第12条　この組合の発展に功労のあった者、組合の模範となる者は、中央執行委員会の議を経て表彰する。

第4章　組織及び機関

第13条　この組合は、次の組織をもつ。

1、本部　2、支部　3、分会　4、班

本部の下に行政区を基礎に支部を置き、支部の下に地域を基礎に分会を置くほか、複数の事業所を基礎に「事業所」分会を置くことが出来る。分会の下に居住地と事業所を基礎に班を置く。班は組合の基礎組織で、組合員はすべて班に所属し、毎月1回以上、班の組合員全員で班会議を開き組合の日常業務を行う。

第14条　この組合の支部、分会、班は、本部の指導の下に自主的に運営し、本部決定の実践と地域活動を行う。
第15条　この組合に次の機関を置く。
(イ)決議機関
1、本部大会　2、中央委員会　3、支部大会　4、支部委員会　5、分会総会
(ロ)執行機関
1、中央執行委員会　2、支部執行委員会　3、分会執行委員会
第16条　本部大会は、組合の最高決議機関で、別に定める大会代議員選挙規程により、組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員と本部役員で構成し、少なくとも年1回中央執行委員長が招集する。但し、中央委員会が必要と認められたとき、又は組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時に開かなければならない。
次の事項は大会に付議しなければならない。
(1)綱領(2)規約(3)予算決算、但し補正予算は中央委員会で決めることが出来る。(4)役員の選出(5)運動方針(6)その他の重要事項。
大会は代議員の過半数の出席で成立し、議決は出席代議員の過半数をもって決める。可否同数のときは議長が決める。
代議員選出基準は、別に定める大会代議員選挙規程による。
第17条　中央委員会は、大会に次ぐ決議機関で、中央委員と四役、中央常任執行委員及び中央執行委員、会計監査(以下、本部役員と呼ぶ)で構成し、中央執行委員会が必要と認めたときに、中央執行委員長が招集する。
但し、中央委員の3分の2以上の要求があった時は、臨時に開かなければならない。
中央委員会は、中央委員の過半数の出席で成立し、議決は出席中央委員の過半数をもって決める。可否同数のときは議長が決める。
中央委員の定数は、毎年3月の中央執行委員会で決め、中央委員の選出はその年に開催される各支部大会で直接無記名投票により選出し、中央委員名簿に登録するものとする。
第18条　支部大会は支部の最高決議機関で、分会の組合員数に応じて分会総会において組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員と支部役員で構成し、年1回以上支部執行委員長が招集する。
但し、支部委員会が必要と認めたとき、又は支部組合員の3分の1以上の要求があった時は、臨時に開かなければならない。
次の事項は支部大会に付議しなければならない。
(1)支部予算決算(但し補正予算は、支部委員会で決めることができる)(2)支部役員選出(3)支部運動方針(4)その他重要事項
支部大会は、代議員の過半数の出席で成立し、議決は出席代議員の過半数をもって決める。可否同数のときは議長が決める。
代議員定数は支部執行委員会で決める。
第19条　支部委員会は、支部大会に次ぐ決議機関で、支部委員と支部四(三)役、支部常任執行委員、支部会計監査(以下、支部役員と呼ぶ)、支部執行委員で構成し、支部執行委員会が必要と認めた時、又は班長の3分の1以上の要求があったとき支部執行委員長が招集し、開催する。
支部委員会は、支部委員の過半数の出席で成立し、議決は出席支部委員の過半数をもって決める。可否同数のときは、議長が決める。支部委員の定数は、支部執行委員会で決める。
支部委員は、分会総会で選出する。
第20条　分会総会は分会の最高決議機関で、分会役員と分会組合員で構成し、年1回以上分会長が招集する。但し、分会の組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時に開かなければならない。次の事項は分会総会に付議しなければならない。
(1)分会役員選出(2)分会予算決算(3)その他の重要事項
分会総会は構成員の過半数で成立し、議決は出席構成員の過半数をもって決める。
可否同数の場合は議長が決める。
第21条　中央執行委員会は、中央執行委員と四役、中央常任執行委員で構成し、月一回以上開き大会及び中央委員会の決議の執行と緊急の事項を処理し、大会及び中央委員会に責を負う。中央執行委員会は、中央執行委員長が招集する。
中央執行委員会の指導は、四役と中央常任執行委員で構成する中央常任執行委員会が行う。
第22条　支部執行委員会は、支部四役、支部常任執行委員と支部執行委員で構成し、月1回以上開き、本部決定の具体化とその執行ならびに支部大会及び支部委員会の決議の執行と緊急事項を処理し、支部大会ならびに支部委員会に責を負う。
支部執行委員会は、支部執行委員長が招集する。支部執行委員会の指導は、支部四(三)役と支部常任執行委員で構成する支部常任執行委員会が行う。
第23条　分会執行委員会は、分会役員で構成し、月1回以上開き、本部及び支部の決定の具体化とその執行、ならびに分会総会の決議の執行と班の活動について指導を行い、分会総会に責を負う。
分会四役は、分会長・副分会長・分会書記長・分会財政部長で構成し、分会執行委員会に責を負う。
第24条　班は、班三役の下に、分会執行委員会の指導を受け、班に所属する組合員全員で構成し班会議を開き、日常活動を行う。
第25条　会議の議決は、特に定めるものの他は構成員の過半数で決める。
議長はそれぞれの会議で選出する。

第5章　役員及び顧問

第26条　本部に次の役員を置く。
1、中央執行委員長1名　2、中央副執行委員長4名　3、書記長1名　4、書記次長3名　5、中央常任執行委員14名　6、中央執行委員若干名　7、会計監査3名　8、中央執行委員待遇若干名
第27条　中央執行委員長は組合を代表する。
中央副執行委員長は、中央執行委員長を助け、中央執行委員長事故あるときはこれを代理し専門部長を兼任することができる。
書記長は書記局を統轄する。書記次長は書記長を助け、書記長事故あるときはこれを代理する。
中央常任執行委員は四役とともに中央執行委員会を指導し、各専門部を統轄する。
中央執行委員は組合の業務を行い、各専門部を受け持つ。
会計監査は会計を監査する。
第28条　本部役員は大会代議員の直接無記名投票により選出し、その任期は次期大会までとする。但し、再選を妨げない。選挙については別に定める選挙規定による。
第29条　中央執行委員会のもとに、組合員等からの各種の訴願を審議する委員会(訴願委員会)を設け対応にあたる。
訴願委員会は、中央執行委員会で選出された委員5名を以て構成し、適宜、委員会活動を行う。任期は次期大会までとする。
第30条　支部に次の役員を置く。
1、支部執行委員長　2、支部副執行委員長　3、支部書記長　4、支部書記次長　5、支部常任執行委員　6、支部執行委員　7、支部会計監査　8、支部執行委員待遇
定数は支部規約で定める。
第31条　支部執行委員長は支部を代表する。
支部副執行委員長は支部執行委員長を助け、支部執行委員長事故あるときはこれを代理し、支部専門部長を兼任することが出来る。
支部書記長は支部書記局を統轄し日常業務を処理する。
支部書記次長は書記長を助け、書記長事故あるときはこれを代理する。
支部常任執行委員は支部四(三)役とともに、支部執行委員会を指導し、各専門部を統轄する。
支部執行委員は、支部の業務を行い、各専門部を受け持つ。
支部会計監査は、支部会計を監査する。
第32条　支部役員は、支部大会代議員の直接無記名投票により選出し、その任期は次の大会までとする。但し、再選を妨げない。
第33条　分会に次の役員を置く。
1、分会長1名　2、副分会長若干名　3、分会書記長1名　4、分会財政部長1名　5、分会執行委員若干名　6、その他、分会専門部長を置くことが出来る。
第34条　分会長は分会を代表する。
副分会長は分会長を助け、分会長事故あるときはこれを代理し、分会専門部を受け持つことができる。
分会書記長は、分会の日常業務を取り扱う。
分会財政部長は組合費を取扱い、分会財政事務を行う。
分会執行委員は分会の業務を行い、各専門部を受け持つ。
分会の役員は、分会の組合員の直接無記名投票により選出し、その任期は次の分会総会までとする。但し、再選を妨げない。
第35条　班に次の班三役を置く。
但し、二役を兼任してもよい。
1、班長　2、副班長　3、班会計
第36条　班長は班を代表する。
副班長は班長を助け、班長事故あるときはこれを代理する。班会計は組合費を取扱い、班の会計事務を行う。
班三役は、班の組合員の互選により選出し、その任期は次の分会総会までとする。但し再選は妨げない。
第37条　本・支部執行委員会の下に次の部局を置く。
1、専門部
①組織部②財政部③教育宣伝部④社会保障対策部⑤賃金対策部⑥厚生文化部⑦労働対策部⑧技術対策部⑨仕事対策部
専門部は、本部専門部長、担当中央執行委員で構成し、必要に応じて専門部会を開く。専門部は政策や方針の提言、調査活動などを行う。
専門部の提言は、中央執行委員会の議を経てから実施する。
専門部は、必要に応じて支部専門部長会議を開催し、専門部に関わる方針や決定の理解を深め、経験の交流、意見の反映、政策活動の徹底を図る。
専門部会には、中央執行委員会で必要と認めた専門家を参加させることができる。
支部は支部執行委員会の指導の下に、本部に準じて専門部を置いて、専門部会、分会専門部長会議を開く。
2、青年部
青年部は青年組合員を対象に組織し、中央(支部)執行委員会の指導の下に自主的、自発的に青年の活動を発展させる。青年部は、別に定める青年部規約に基づいて運営する。
青年部大会で選出された三役から1名を、中央執行委員待遇として中央執行委員会において承認し、支部は支部常任執行委員待遇として支部執行委員会で承認する。また、中央常任執行委員会に出席する事ができる。待遇は議決権を持たない。
3、シニア友の会
シニア友の会は、65歳以上の組合員を対象に組織し、任意の登録制とする。本部(支部)執行委員会の指導の下に自主的、自発的に高齢者の活動を発展させる。
シニア友の会は、別に定めるシニア友の会「申し合わせ事項」に基づいて運営する。
本部シニア友の会総会で選出された三役から1名を、中央執行委員待遇として中央執行委員会において承認し、支部は支部執行委員待遇として支部執行委員会で承認する。
4、主婦の会
主婦の会は別に定める主婦の会の規約に基づいて運営する。
主婦の会の総会で選出された会長と三役から1名の計2名を、中央執行委員待遇として中央執行委員会において承認、支部は支部常任執行委員待遇として支部執行委員会で承認する。
主婦の会会長は、中央常任執行委員会に出席する事ができる。待遇は議決権を持たない。
5、専門委員会
中央執行委員会の指導の下に、必要に応じて専門委員会や対策委員会を設置することができる。各委員会の責任者と委員は、中央執行委員会で承認を経て委員会活動を行う。
任期は、次期大会までとする。支部は本部に準じて専門委員会や対策委員会を設置することができる。
6、分会執行委員会の下に支部に準じて専門部を置く。
第38条　本・支部に顧問を置くことができる。

第6章　書記局
第39条　本・支部執行委員会の下に書記局を置く。
第40条　書記局員の採用・任免にかかわる人事は、中央執行委員会が行う。
第41条　書記局員の所属は以下の通りとする。
本部専従役員は、本人が居住する地域もしくは立候補時の在籍の支部、本部専従役員を除く本部書記と中建事務局員は千葉支部、支部配属の書記局員は配属支部とする。
第42条　本・支部書記局は専従役員と書記局員及び中建千葉土建支部事務局員をもって構成し、本・支部執行委員会の諸決定の具体化と日常業務の遂行にあたる。
第43条　本部書記長は、書記局全体の掌握にあたり、支部書記局の日常活動の統轄は支部書記長があたる。本部書記長は、書記長会議を必要に応じて開くことができる。
第44条　書記局は、書記局員会議を月1回以上開く。
第45条　書記局員は、書記局員総会を年1回以上開く。
第46条　書記局員の賃金・労働条件については、中央執行委員会がその向上と改善に努める。
第47条　書記局の業務分掌、運営および賃金・労働条件は、別に定める規程による。

第7章　会計
第48条　この組合の経費は加入金、組合費、特別組合費、寄付金及び財政活動でまかなう。
第49条　この組合の予算決算は、大会承認をうけなければならない。
第50条　この組合の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
第51条　この組合の加入金及び組合費は大会において決める。
別に定める規定により組合費の減免をすることができる。
必要があるときは、機関の議を経て組合費の他に寄付金などの臨時徴収をすることができる。
第52条　納付済みの加入金、組合費その他の金品は返さない。
但し、正当な理由がある場合はこの限りではない。
第53条　この組合の財産管理は、常に中央執行委員会の責任とする。
第54条　すべての財源および使途、主要な寄付者の氏名ならびに現在の経理状況を示す決算報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であるとの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表する。
日常の経理については、別に定める会計処理規定による。

附則
1、この規約の改廃は全代議員の直接無記名投票の過半数の同意がなければならない。
2、支部規約は本部規約に準じて作り、本部規約に抵触する部分は無効とする。
3、この規約は1972年6月24日より実施する。

規約一部改正 1973年6月24日　規約一部改正 1975年6月25日
規約一部改正 1977年6月20日　規約一部改正 1980年6月24日
規約一部改正 1982年6月21日　規約一部改正 1983年5月25日
規約一部改正 1987年5月20日　規約一部改正 1991年5月27日
規約一部改正 1994年5月23日　規約一部改正 1995年5月22日
規約一部改正 1998年5月25日　規約一部改正 2001年5月21日
規約一部改正 2002年5月20日　規約一部改正 2003年5月12日
規約一部改正 2007年5月21日
規約一部改正 2010年　3月1日 第1条 所在地変更 中執確認後大会報告
規約一部改正 2012年5月28日 第3条、第4条
規約一部改正 2013年5月27日 第37条
規約一部改正 2015年　6月8日 第5条、第26条、第37条、第41条 条文文言統一

ご加入・ご相談はお近くの支部または組合員まで

野田支部 野田市
〒270-0237 野田市中里589-5
TEL 04-7157-3555
FAX 04-7129-9955
http://www.doken-noda.jp

とうかつ支部 柏市、流山市、我孫子市
〒277-0087 柏市常盤台4-12
TEL04-7164-2093
FAX 04-7166-5075
http://www.doken-kn.jp

松戸支部 松戸市
〒270-2242 松戸市仲井町3-104-2
TEL047-368-7700
FAX 047-365-7378
http://www.doken-m.jp

市川支部 市川市、浦安市
〒272-0812 市川市若宮3-23-1
TEL047-336-5311
FAX 047-332-7270
http://ichikawa.chiba-doken.or.jp

鎌ケ谷支部 鎌ケ谷市、白井市、印西市
〒273-0133 鎌ケ谷市南佐津間6-5
TEL047-444-4503
FAX 047-444-4660

船橋習志野支部 船橋市、習志野市
〒274-0077 船橋市薬円台5-12-13
TEL047-466-3333(代)
FAX 047-466-3281
http://www.doken-fn.jp

八千代支部 八千代市
〒276-0046 八千代市大和田新田113-1
TEL047-489-4922
FAX 047-489-4923

佐倉支部 佐倉市、栄町、酒々井町
〒285-0012 佐倉市田町70-1
TEL043-309-7799
FAX 043-309-7786
http://blog.goo.ne.jp/chibasakura

八街支部 八街市、富里市、成田市
〒289-1115 八街市八街ほ718-8
TEL043-442-0280
FAX 043-442-0281
http://chiba-yntdkn.org/73128/

千葉支部 千葉市、四街道市
〒263-0016 千葉市稲毛区天台5-24-8
TEL043-290-0005(代)
FAX 043-290-0050
http://www.doken-c.jp

長生支部 茂原市、長柄町、長南町、白子町、睦沢町、一宮町、長生村
〒297-0017 茂原市東郷1173-6
TEL0475-23-8331
FAX 0475-23-8332
http://ameblo.jp/choseichibadoken

市原支部 市原市
〒290-0022 市原市西広6-20-17
TEL0436-36-4445
FAX 0436-36-3242

かずさ支部 君津市、木更津市、袖ケ浦市、富津市、館山市、南房総市、鋸南町
〒299-1163 君津市杢師3-2-5
TEL0439-50-8860
FAX 0439-50-8870

佐原支部 香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、多古町、東庄町、神崎町
〒287-0001 香取市佐原ロ2028
TEL0478-52-2482
FAX 0478-52-2273
http://www.doken-sawara.jp

いすみ支部 いすみ市、勝浦市、鴨川市、大多喜町、御宿町
〒298-0004 いすみ市大原9706-1
TEL0470-62-4730
FAX 0470-62-4930
鴨川出張所（火・金開所）
〒296-0024 鴨川市池田326
TEL 04-7093-2045

山武支部 東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町
〒283-0011 東金市上武射田1166-3
TEL0475-58-8231
FAX 0475-58-8238
http://chibadoken-sanbu.jp

ピーケンくん
千葉土建の公式マスコットキャラクター。「ゆるキャラグランプリ」にも参加したことあるよ。
(ぬいぐるみは850円で販売中)

千葉土建
人と人の繋がりと、団結、建設業界を意識してデザイン。CとDが意匠されています。

お問い合わせ・ご相談・詳しい資料のご請求はお気軽にフリーダイヤルへ
イチバンヨイ　クミアイ
0120-141-931

全建総連 千葉土建一般労働組合

〒260-0002 千葉市中央区旭町17-3
TEL 043-202-1311(代)
FAX 043-202-1312

ちばどけん
www.chiba-doken.or.jp
HPはこちらから

2023.7 改訂